

# 翁方綱『蘇齋筆記』訳註（二）

西林昭一

## 要 旨

『跡見学園女子大学紀要』十九号所載の拙稿「翁方綱『蘇齋筆記』訳註（一）（八篆▽一七条）」を承  
け、本号では、その巻十三後半の八隸▽全文にあたる一二条を訳註するものである。

## 凡 例

- ※ 各条には通し番号を附す。ただし、巻ごとに改めて「一」からおこす。
- ※ 原文には句読点を施し、訓下し文をそえ、語釈等を註記する。
- ※ 原文は正活字体で表記する。ただし底本の筆写体にかかる別字は、一々を註記しない。
- ※ 訓下し文は、わが国での常用漢字を用い、また現代かなづかいとする。その際、書名には『』、  
作品名・引用文は「」を附す。なお現代通行文において、かな書きを慣用とする漢字は、おお  
むねこれに従う。なお語幹のルビは、最少限にとどめて附す。
- ※ 註記は、各条の訓下し文の後に附す。その際、書法に関する用語および人名・作品を主として簡記  
し、その他の語は最少限にとどめる。なお註記中の引用文は、校勘にわたるものは原漢文、その他  
は訓下し文とするが、訓下し文では、できるだけ多く原漢字をとどめるものとする。

〔一八〕佐隸之書。徒隸之書。以別於篆書耳。隸則皆八分在內也。八分不可以該隸。隸其統名也。八分則就其左右具波策者言之也。左右末具波策者。謂之古隸。亦謂之隸古。此篆勢之初變爲隸者也。左右出波者。謂之分隸。亦謂之八分。此則隸書即分書也。至於出波之後。橫直分明。點畫分明。遂謂之隸楷。此則隸書至魏晉已下。漸爲正楷。亦古今運會。原委相承。本於篆演於篆。終成於楷。祖禰子孫。分支演系。漸且爲行爲草者也。大小二篆生八分。或云減去篆之二分。存其八分。此說非也。若如此說。減二分爲八分。則此分字既不作尺寸分之分解之。八分書。非專以細隸之分也。則減幾分留幾分。乃是就全數。剖而十之。豈非分字作稱分之分是去聲乎。然而大小二篆生八分。是平聲分合之分。非分量分位之分。又無疑也。所以如八字之分布。此是八分二字定說。徐氏說文繫傳詳之矣。

佐隸の書、徒隸の書は、もつて篆書より別るのみ。隸は則ちみな八分内に在るなり。八分はもつて隸を該ぬべからず。隸はその統名なり。八分は則ちその左右に波・策を具うるものに就きてこれを言うなり。左右に未だ波策を具えざるもの、これを古隸と謂い、亦たこれを隸古と謂う。これ篆勢の初めて變じて隸となるものなり。左右に波を出すものは、これを分隸と謂い、亦たこれを八分と謂う。これ則ち隸書は即ち分書なり。波を出すの後にして、橫直分明、点画分明なるに至り、遂にこれを隸楷と謂う。これ則ち隸書は魏晉已下に至りて、漸く正楷となる。亦た古今運會、原委相承、篆に本づき隸に演じ、終に楷に成る。祖禰の子孫、分支演べ系り、漸く且に行となり草とならんとするものなり。

大小二篆、八分を生ず。或云う「篆の二分を減去して、その八分を存す」と。この説は非なり。若しこの説のごとく二分を減じて八分となすなれば、則ちこの分の字はすでに丈尺寸分の分と作さずしてこれを解す。八分書は、専ら細隸の寸以内に至るものをもつてこれを、則ち幾分を減じ幾分を留むは、乃ちこれ全數に就き、剖きてこれを十とす。豈に分の字、稱分の分と作すときは、これ去声にあらざらんや。然りしこうして「大小二篆、八分を生ず」の分は、これ平声にして、分合の分なり。分量・分位の分にあらざること、又に疑いなきなり。八の字の分布のごとくなる所以にして、これは是れ八分二字の定説なり。徐氏『說文繫傳』、これを詳らかにせり。

(168) 佐隸 隸書と同義。晋の衛恒『四体書勢』・隸勢の冒頭に「隸勢を作りて曰く、鳥跡の変する、乃ち惟れ佐隸たり。彼の繁文を調(のぞ)き、此の簡易を崇ぶ。云々」が初出。また「秦、既に篆を用うるも、奏事繁多にして、篆字成り難し。即ち隸人をして佐書せ令む(なれば、これを)隸字と云う。漢、因りて之を行。獨り符・印璽・幡信・題署のみ篆を用。隸書とは篆の捷也。云々」とある。右の佐書に照して考え合せれば、佐隸の語義は、隸人(官衛の吏)が篆書の補助的手段として用いた書体であろう。なお『說文』叙のいわゆる「新六書」に「四に曰く左書。即ち秦の隸なり」とある。段注は、「左は今の佐の字。小徐本は左に作る。『而後大叙佐夏』は画一ならず。蓋し許の叙は俗に佐に作るに従う。後人、或いは古字を以て之を改む。而れども又た尽くは改めざる也。左書は其の法の便捷にして、以て篆の速ばざる所を佐助す可きを謂う」と説解している。

(169) 徒隸 兩義あるが、ここでは隸書と同義。『漢書』・芸文志に「是(秦)の時、始めて隸書を造る矣。官獄多事なるに起り、苟(かりそめ)に省易に趨く。之を徒隸に施す也」とある。徒隸の語義は『說文』叙に「是の時、秦は

經書を焼滅し、旧典を濂除し、大いに吏卒を發して戍役を興す。官獄、職務繁なり。初めて隸書有りて、以て約易に趨く。而して古文は此れ由り絶つ矣」とあるように、裁判事務が繁雑になったために、処置の簡略化をはかり、役所でも隸書が使われた、という隸の意を、刑徒隸人の書と曲解したものである。唐の韋統『五十六種書体』に「徒隸の書は、程邈の幽囚せらるるに因りて、徒隸の書を為る也」というのもそれで、さらに甚しい曲解は趙孟頫の「隸の言為る、徒隸の謂い也。賤しき者の用うる所なるに言う也」(『松雪齋集』卷一〇△閣帖跋▽)とする説である。隸書の起源には、古来さまざまの意見が出ていたが、近年の新出資料によって考え合わせれば、戦国期に各地で使われていた日常通行体が格上げされて、いわば準公用体として用いるようになったことをいうのが、『説文』叙の右の文意である。隸書はまた史書とか秦隸ともいうが、秦代の隸書の実相は、一九七五年、湖北省雲夢県睡虎地11号秦墓出土の竹簡によって明らかになった。

ちなみに徒隸の別義には、趙宦光『寒山帚談』卷上△權輿一▽・隸書に「一に曰く徒隸。六朝諸碑の文、多く此の字を作す。絶だ童子の初めて筆を執るや、文を成さざる者に似る。然れども時に古色有り。沙を披き金を揀ぶや、往々にして宝を見るなれば、尽くは廃す可からず」とあるのがそれで、ここでは北碑中、稚拙ながら古意のある書をさしている。

(170) 篆書 ここでは小篆(註38)前出)と同意で、秦篆ともいう。ただし、篆書を広義には隸書以前のあらゆる書体を包括して呼ぶ場合もある。語の初出は『説文』叙、意は「篆。引書也。竹に从う象の声」といい、段注は「引書とは、筆を引きて竹帛に著わす也。之に因りて李斯の作る所を篆書と曰う。而して史籀作る所を謂いて大篆と曰う。既に又た篆書を謂いて小篆という」とあって「引」の意で説く。張懷瓘は『書断』卷上で「篆とは伝也。其の物の理を伝え、之を無窮に施す」といい、「伝」の意に解している。が、ともに従いがたい。郭沫若は、篆書の名は秦以前になかった、それは隸書に対して名づけた、といったのち、篆を掾すなわち官の意で解し、漢代の官制は、内官に佐治の吏があつて掾属といい、外官に諸曹掾史があり、すべて文書のことを職掌とする下級の吏員である。だから篆書は掾書で、つまり官書の意である」という(『奴隸制時代』「古代文字之弁証的發展」参照)。

(171) 隸 語の初出は『説文』叙である。が、いわゆる隸書と楷書の両義がある。ここでは前者。ただし註(168)・(169)に触れたほかにも、隸字、今文というように、呼び名は区々である。時代が降るとその様式も変化し、古隸、八分、草隸なども現われ、また秦隸・漢隸・唐隸等、時代を冠する呼称もある。先秦時代の通行書体が、秦代にいたり準公用体となり、さらに様式固定化が果された前漢晩期のころは、すでに篆書に代る公用体としての位置にあった。新出の馬王堆帛書、鳳凰山簡牘、銀雀山竹簡、居延簡、それに定鼎竹簡などの肉筆史料にあわせて、従来から知られている石刻史料を通観するとき、隸書体変遷の道筋が理解できる。

隸書の語義については、従来、註(168)に触れたように「刑徒隸人の用いる体」と解したが、これは誤りであることは、啓功氏が、公用体すなわち篆書それに隸属する意と解する説(『古代字体論叢』・八分)で、立証された。したがって、魏の鍾繇の宣示表などを指して隸書といっている意味も、註(172)でいう八分が、公用書体として定着するころ、八分に隸属する書体、いわば当時の通行実用体の一種をさした呼称であると思われる。

唐代にいたつても楷書をさして隸書といっているのは、いわゆる楷書が公用体としてすでに一般化されていたが、呼称のみは旧来にならつて隸書といつた(『唐六典』△五体書▽参照)までである。北宋の歐陽棐が『集古録目』で、八分を隸書と包括したこと、のち楷書、正書、真書が唐代の隸書の呼称に代つて一般化されるようになった。この点については宋の姚寬『西溪叢話』、王応麟『玉海』、明の張紳『法書通釈』に詳しい。

(172) 八分 分隸・分書ともいい隸書の典型化した体をさす。語の初出は衛恒『四体書勢』△隸書▽の「(梁)鵠の弟子毛弘、秘書に教う。今の八分は皆な弘の法なり。云々」であるが、また「隸書なる者は篆の捷なり。上谷の王次仲、始めて楷法を作る」という楷法も、八分をさす。即ち隸書の規範性(楷法)を果したという意を表するものである。なお羊欣『古來能書人名』では「上谷の王次仲。後漢の人、八分楷法を作る」としている。

八分の特徴は、下文にいう「波策」にあるが、例えば、基本点画である「勒」法(横画)は、起筆で逆に突きこんだ筆鋒を、つつみこみながら水平に右へ引き送り、収筆近くで筆圧を加えつつ、右下へ向けて厚味をもたせ、そ

れから右斜めに抜く筆法をとる。この体の書風はすでに前漢の初期に萌芽している。すなわち一九七三・七五年、湖北省江陵鳳凰山出土で、江陵漢簡とよばれる一群があり、その9号墓出土八〇簡中、紀元前一六四年の紀年のある木牘にみえる「上」「之」は、見事な八分書法である。また前漢晩期では、一九七三年に河北省定興八角廊村40号墓——墓主は、前五三年に歿した中山懷王・劉修とみられている(『文物』'81—8参照)——出土の『論語』等八種の書籍簡には、従来、八分の最盛期とされる後漢晩期の史晨碑や曹全碑とくらべても、様式上一の書法によっている。このことから八分様式の定着は、これまで知られていた八天鳳元年牘(前一四)より、はるか百年前に遡るらしいことがわかるようになった。

ところで八分の名称については、衆訟あつて定まらない。その主なものは、①隸書の二分と篆書の八分をとる(『古今法書苑』に引く蔡文姬の言)。②一字四方が八分(『書断』引、王愔の説)。③八の字のように分散の勢をとる(『書断』巻上)。④八の字義は別に通じ、字勢が分別して背き会う形をもつ(翁方綱『兩漢金石記』卷二〇△隸八分攷)。⑤八は背に通じ、字勢が左右分布の背き会う形をとる(包世臣『歷下筆譚』)。⑥三国魏のころ楷書に近い新書体が出たため、漢碑で用いている公用体に名づけたもので、その八分が雅体であるため(啓功『古代字体論叢』)などである。なお隸・八分について、古今の説を彙集したものには、清の顧藹吉『隸弁』卷八の「隸八分攷」があつて、『説文』叙より『書断』まで六種を挙げ、一々に按語を附しているが、格別の見解はない。翁方綱の「隸八分攷」は、顧氏の体裁に仿うものであるが、さらに典故を博渉し、顧氏の見解を駭して一家の見識をそなえたものである。

ちなみに『隸弁』卷六「偏旁五百四十部」は、『説文』の部首順に八分の部首を挙げて説解し、異同を知るのに便利である。

(173) 八分不可以該隸、隸其統名 翁方綱『隸八分攷』引『書断』の按語に「(前略)隸は篆より生じ、八分は隸より生ずる也。然れども隸には定名無し。其の初めて篆を改むるに就きて言わば、則ち波無き者、之を隸と謂う。其の再變に就きて言わば、則ち波有るの八分も亦た、之を隸と謂う可し。後來に洎び、八分に対して言わば、則ち楷書も亦た、未だ嘗つて之を隸と謂う

可からずんばならず。隸なる者は、徒隸・佐隸の称にして、其の簡易なる者に取りて名を為す耳。八分は之を隸と謂う可し。而れども隸は専ら目して八分と為す可からざる也」という。

(174) 波策 ここでは、八分書法における横画の起筆と収筆部の特徴をいうのに用いたもの。本来「波」は、いわゆる永字八法中の「磔」(右払い)にあたり、また別に「捺」ともいう。

下文に「隸は其の統名」というように、広義の隸書は、古隸・草隸・八分を包括するが、それぞれに判然とした基準はない。したがって八分は、波勢の特徴が顕著な態をさすとみてよい。なお文献では八分の創始者を「四体書勢」以来、後漢の王次仲にもとめるが、単なる伝説にすぎない。王羲之『題衛夫人筆陣圖後』に「一波を作ると常に三過折筆せよ」の語があり、これを敷衍して、元の陳繹曾『翰林要訣』八円法に詳しく説いているが、「横画」の語があり、この「波」に近い。「策」は永字八法中の第四で、また挑ともいい、左下から右上へ挑ねあげる勢であるが、ここでは横画の起筆の勢をいう。清の蔣和『書法正宗』八挑法にいう「平挑」に近い。

(175) 古隸 翁方綱は、前後の文意からみて、八分に対していうこと明らかであるが、明の陸深『書撰』に「秦・漢を合してこれを古隸と謂う」とあるように、今隸すなわち楷書に対して用いる場合もある。翁方綱は「隸八分攷」で、「(前略)漢初に造る所の隸は、初の篆文の円折を省去し、則ち但だ直有り横有る者を以て隸と為すのみ。此れ今日に在りては、当に之を目して古隸というべし」という。

(176) 隸古 語の初出は、孔安国『尚書序』で、隸定(篆書・古文の体を隸体の筆法に書き改めること)の意に用いる。また『隸弁』の「隸八分攷」に引く漢書芸文志の顧藹吉按語に、右の『尚書序』の語および孔穎達『正義』また陸游『老学庵筆記』の説を引いて、「今人、隸書を謂いて隸古と為す非也」という。が翁方綱は註(174)前引の文に双註して「或いは之に名づけて隸古と云う。亦た可ならざる無し。顧氏の『隸弁』に、隸古の目を駭せるも、亦た庸(も)ちうる無し。按ずるに此の一種の隸は、隸の最も先なる者にして、五鳳二年の字、建初銅尺の字、皆な是れ也。篆の転折を去る。而も尚も未だ八分の波尾有らず。故に但だ横直有りと曰う而已。此れ正に王愔の所謂、古

書は方広にして波勢無き者也」と反駁している。

(177) 分隸 八分をさす場合と八分と隸書をさす場合(趙宦光『寒山帚談』卷上八權輿一／参照)の両義があるが、ここでは前者。翁の『隸八分攷』前引のあとに「漢人の波有るの隸は、則ち隸由り筆勢を漸増す。其の形象、八の字の分布せるが故に八分と曰う。此れ其の体の正変も、亦た自ら多端なり。然れども漢由り六朝・唐人に至り、皆な之を為す者、此れ今日に在りては、當に之を目して分隸と曰うべし」とあり、さらに「此の三者(古隸・分隸・楷隸)は、皆な隸を以て名ある可し。而れども大約、漢隸と稱する者は、則ち前には古隸を曰い後には分隸を曰う。中ごろに於ては、古隸は其の三に居り分隸は其の七に居る也。晋・唐已來の隸の若きは、則ち皆な分隸なる而已」と解積する。

(178) 分書 八分書の略であるが見かけない語である。ただし洪适『隸釈』に「今の漢の字を言う者は、則ち之を隸と謂い、唐の字を言う者は、則ち之を分と謂う」とし、これまた八分を略して分というのが、こと同例である。

(179) 隸楷 ここは上の古隸・分隸に対していえば、楷隸とすべきである。すなわち翁の『隸八分攷』には「楷隸」とみえ、「六朝・唐人已後に至り、分隸を改めて楷書と為す。則ち其の波画を変え、而して点啄挑趯を加え、仍お古隸の横直を存す焉。故に亦た隸書を以て之に名づくも、その実は是れ楷書なり。或は曰く、正書にして、若し必ず隸を以て名づくなれば、則ち之に名づけて楷隸と曰う可し」という。即ち今の楷書とほぼ同義である。

しかしこの語は『書断』卷上に李斯の書を指し「画は鉄石の如く、字は飛動するが若し。楷隸の祖と作り、不易の法と為る」とあるように、隸書中、ことに規範性の強い書をいうのにも用いられる。なお、楷隸の語の初見は、『南史』梁武帝諸子伝で、いまの楷書をさしている。

(180) 正楷 みかけない語であるが、正書といひ楷書というのと同義。

(181) 原委 『礼記』・字記の「或は原也。或は委也」の註に「源は泉の出ずる所也。委は流れの聚る所也」とあり、本源と末流をいう語。

(182) 祖禰 祖は祖先の廟、禰は父の廟をいう。『周礼』春官・甸祝の「祖禰に舍奠す」の註に「鄭司農云う、禰は父の廟なり」とある。

(183) 為行為草 行書となりまた草書と成ったの意。行書・草書についての註

記は、のち卷十六の該当項にゆずる。

(184) 滅去篆之二分存其八分 註(172)①に述べたが、『古今法書苑』に引く「蔡文姬言う、臣の父、八分を造れる時、程(邈)の隸の八分を割きて二分を取り、李(斯)の篆の二分を割きて八分を取り、是に於て八分書を為ると」というのに拠る。ただし、翁の『隸八分攷』引『四体書勢』の按語によれば、すでに宋の郭忠恕『佩觿』に、流俗の鄙語とするのをうけて、偽託の語だと斥けている。

(185) 徐氏説文繫伝 南唐の徐鍇の著、四〇卷。兄の徐鉉が『説文』を考訂した三〇卷本を大徐本というのに対し、小徐本ともいう。なお二著の異同を校証したものに、清の田吳紹『説文二徐箋異』がある。なお徐鍇については註(127)前出。

〔一九〕或辨隸與八分爲二事者非也。隸者統名也。對大小篆而言之。則古與隸八分。皆謂之隸。對初變篆。有橫直無波法之古隸而言。則其左右出波策者。謂之分隸。對分隸而言。則鍾繇一輩。初變隸爲楷者。謂之楷隸。若謂八分即隸。又何不乎。謂隸即八分。則八分不能該隸耳。

或隸と八分とは二事たりと弁ずるは非なり。隸とは統名なり。大小篆に対してこれを言わば、則ち古隸と八分は、皆にこれを隸という。初めて篆を変え、横直あるも波法なきの古隸に対して言わば、則ちその左右に波策を出だすものは、これを分隸という。分隸に対して言わば、鍾繇一輩の、初めて隸を変えて楷となすものは、これを楷隸と謂う。若し八分は即ち隸というも、また何ぞ可ならざらんや。隸は即ち八分と謂わば、則ち八分は隸を該ぬることあたわざるのみ。

(186) 或弁隸与八分爲二事 この非難、直接には張懷瓘『書斷』をさす。同書は卷上に、十体それぞれの書体論を掲げるが、八分と隸書は別体として扱っている。翁の『隸八分攷』引『書斷』の按語に「後人、隸と八分とを弁証するの淆乱は、皆な懷瓘の此の二条自り之を誤る。云々」というのがそれ。

(187) 大小篆 大篆・小篆をさす。大篆は註(8)前出。小篆は註(38)前出。小篆はまた秦篆というが註(31)前出。

(188) 鍾繇 後漢・元嘉元——魏・黄初四年(一五一——一三〇)。三国魏の官僚・書家。字は元常。潁川(河南省)長社の人。後漢に仕えて尚書僕射となり、東武亭侯に封ぜられたが、魏の曹操の建国に功績をあげ、魏の相国に任ぜられた。明帝(二二六——二三九在位)のとき定陵侯に封ぜられ、太傅を授けられたので、鍾太傅とも呼ばれる。書人としての逸話は『四体書勢』以来、数多いが、比較的信じられるのは、胡昭とともに劉徳升に学んで行書の法をつくったこと、また銘石書(八分)、章程書(楷書)、行狎書(行書)の三体をよくしたことである。が、六朝以後は楷書の専家として称揚され、草聖・張芝、書聖・王羲之とともに楷書の典範とされている。ただし真蹟の伝わるものはない、その「宣示表」(『停雲館帖』)、「薦季直表」(『真賞齋帖』)、「賀捷表」(『鬱岡齋帖』)、「力命表」・「墓田丙舍帖」(『快雪堂帖』)の刻帖も、伝摹によるため、どこまで信を伝えているかは疑問である。

『魏書』卷一三本伝。『魏書』卷一、管寧・胡昭伝。『四体書勢』・隸勢。『書斷』卷中。『宣和書譜』卷三。『陔餘叢考』卷一五。中田勇次郎「鍾繇とその書」(『中国書論集』所収)。

〔二〇〕篆學久亡。所以至東漢時。許祭酒。不得不作說文解字之書。漢篆傳於石刻者。若嵩山少室闕銘。其僅存者。諸碑亦或多用隸題額。然漢篆之工者。罕傳矣。至唐而碑有篆額者。亦滋訛舛。所以李陽冰・二徐。遂遙接籀斯也。隸盛於漢。楷盛於唐。至宋元遂皆趨於行草耳。

篆學、久しく亡ぶ。所以に東漢の時に至り、許祭酒、『說文解字』の

書を作らざるを得ず。漢篆 石刻に伝うるものの嵩山少室闕銘の若きは、その僅かに存するもののみ。諸碑もまたあるいは多く隸を用いて額に題す。然れども漢篆の工なるは、伝うるもの罕なり。唐に至りて碑の篆額あるものも、また滋ます訛舛す。李陽冰・二徐、遂に遙かに籀・斯を接ぐ所になり。隸は漢に盛んに、楷は唐に盛んなり。宋・元に至りては遂にみな行・草に趨くのみ。

(189) 許祭酒 祭酒は許慎(生卒不詳)の官名。後漢中期の学者。字は叔重、汝南召陵(河南者)の人。ほほ明帝のときから桓帝のころ、およそ五八——一四九年の間に生存し、八〇余歳で歿したと推定されている。郡功曹、浚県の長、太尉府南閣祭酒に官したので、許祭酒と称せられた。が、その本領は經学にあり、碩学の賈逵に学び、經籍に博通し、当時、人よんで「五經に無双の許叔重」と称揚した。書にも工みで、北魏の王愔「文字志目」もその名を挙げ、「書斷」卷下には「許慎。少くして古学を好み、喜んで文字を正し、尤も小篆を善くす。李斯を師模し、甚だ其の妙を得」という。ただし、遺作はない。著に『古文孝經孔子說』『五經異義』『淮南子注』があったというが佚して伝わらず、『說文』一書によって不朽の名をとどめている。「嚴可均『許君事蹟考』。諸可宝『許君疑年録』。『書史会要』卷二)。

(190) 說文解字 註(9)前出。

(191) 漢篆 漢代の篆書をいう。基本的には小篆に拠るが、近年出土の前漢以来の金文の様式は、方形で古隸の筆意をそなえたものが多い。篆書の石刻は極めて少なく、「左司空刻石」(前一八頃)、「九龍山封門刻石」(前漢中葉)。「居撰墳壇刻石」(七)、「袁安碑」・「袁敞碑」(ともに年代不詳)。それに次註で述べる「少室石闕銘」、「開母廟石闕銘」などであるが、碑の篆額は後註に述べるように、少しくみることが出来る。なお、漢代の瓦当および范磚は、主として篆体を用いている。ちなみに元の吾丘衍『三十五拳』八十六拳に「漢篆は多く古法を變う。許氏は說文を作りて其の失を救う」とあるように、

いわゆる説文篆の体にはずれる字が往々にしてある。

(192) 嵩山少室闕銘 いわゆる嵩山三闕の一。ともに河南省登封県に現存し、この石闕は少室山下邢家鋪村の土蔵風の小屋内に置かれている。東西兩闕で、ともに石を八段に組み合せ、高さ三七二cm。東闕は画像と隸書銘文を刻しているが、西闕はことなみことな篆額があり、銘文は一九行、行ごとに四字で入れている。紀年の箇所が泐損しているが、開母闕と同年の延光二年(二二三)とみるのが大方の意見である。なお翁はこの一闕を挙げるのみであるが、『兩漢金石記』巻九には、三闕ともに記録している。開母闕も第二・三層に上下三七行、行ごとに一二字の銘を篆書で入れてある。この兩闕の篆体は渾朴な風趣をそなえているが、ままた『説文』と合わない篆体を取り、明らかな誤字もまじっている。嵩山三闕の現状については、西林昭一監修『書のふるさと』(昭和五十八年、清雅堂刊)を参照されたい。

(193) 諸碑亦或多用隸題額 漢碑の額に隸書を用いた例は、衡方碑(二六八)と武榮碑(一六八一七二年)、魯峻碑(一七三年)をみるのみであるから「多用隸題額」の「隸」は「篆」の錯写である。ちなみに漢碑の篆額には、次のものがみられる。北海相景君碑額(一四二年)、孔宙碑額(一六四年)、鮮于璜碑額(二六五年)、韓仁銘額(一七五年)、尹宙碑額(一七七年)、積三老趙掾碑額(一八〇年)、白石神君碑額(一八三年)、張遷碑額(一八六年)、趙到殘碑額(一八〇年)、甘陵相殘碑額(?)。なお「漢碑篆額」としては、註(63)前出。

(194) 李陽冰 註(102)前出

(195) 二徐 徐鉉と徐鉉兄弟をさす。徐鉉は註(51)前出。徐鉉は註(127)前出。

(196) 籀斯 籀は籀文(大篆)。斯は李斯であるが、ここでは小篆をさす。籀文は註(8)・(10)、小篆は註(38)、李斯は註(56)に各前出。

(197) 行草 行書・草書をいう。註記は、巻十六の該当項にゆずる。

(二二) 三國志劉劭傳注所載。漢末能書人。蓋皆隸書也。師宜懸帳之奇。但聞其語。孰見其書。米元章自敘謂。晚年學師宜官劉寬碑。其今漢碑存者。皆無撰書人名。其書碑人姓名可考者。自蔡邕石經外。莫古於山陽金卿曜奴等七人。

禮器。樂陵朱登碑(205)。下辨仇靖(206)。仇紉(207)。孫興(208)。此書人之載在本碑者。他若百石卒史碑。稱鍾繇書。夏承碑稱蔡邕書。第見於後人所題耳。

『三國志』劉劭傳 注載するところの、漢末の能書人は、蓋しみな隸書なり。師宜懸帳の奇は、但だその語を聞くのみ。孰れかその書を見ん。米元章の自叙に「晚年、師宜官の劉寬碑を学ぶ」と請うも、その実劉寬碑は、書人を聞かざるなり。これ米の臆説にして信ずるに足らず。今漢碑の存せるものは、みな撰書の人名なし。その碑に書せる人の姓名の考うべきものは、

蔡邕の石經よりして外は、「山陽の金卿・曜奴等七人」禮器、「樂陵の朱登」衡方、「下弁の仇靖」西狹、「仇紉」鄆、「孫興」張遷より古きはなし。

これ書人の載せて本碑に在るものなり。他に百石卒史碑の若きは、鍾繇の書と稱し、夏承碑に蔡邕の書と稱せるは、第だ後人の題するところに見ゆるのみ。

(198) 三國志劉劭傳注 註(99)前出。

(199) 師宜懸帳之奇 師宜は師宜官で註(62)前出。「懸帳之奇」は『晉書』卷八〇王羲之伝贊に「伯英臨池の妙、復た余蹤無し。師宜官懸帳の奇、遺跡有ること罕なり」とあるのに拠る。

(200) 米元章 元章は米芾の字。註(115)前出。

(201) 自序謂 以下の九字は、米芾『群玉堂米帖』中の語。

(202) 劉寬碑 後漢中平二年(一八五)の刻。ただし歐陽脩『集古錄跋尾』卷三ほかには兩碑を載せている。一は故吏の李謙らが建碑したもの、一は門生の郭異、殷苞、李照らが建てたもので、石はもと河南省洛陽にあったが、早くに亡佚したため、詳細は不明。なお陳直は「漢華嶽廟殘碑陰」とする拓が、劉寬碑陰であるという(『墓廬金石記』参照)。

(203) 蔡邕石經 蔡邕は註(61)前出。石經とは「熹平石經」をさし、早くから蔡邕の書丹とみなされていた。熹平石經については、「二五」註(202)で後述する。

(204) 山陽金卿曜奴等七人 この文は、礼器碑陰の最末行の一句であるとし、翁方綱のみが指摘するもので、「二三」にも「従前の金石著録、未だ言及せざる所の者」という。ただ『兩漢金石記』卷六には、「山陽金卿師曜奴」曜奴子等七人所巨とし、双注して「此の一十六字は、一字を闕き、又二半字を闕く。字は前より倍小なり。文は碑陰上列の極末の近辺に在り。碑を拓する者は多く之を遺す。是を以て諸家の著録は多く此に及ばず」という。また翁は、この一六字のある旧拓本を蔵していたが、門人の葉志詒が翻刻したときに与えた跋らしい一文が『蘇齋題跋』卷上と王鑿『十二硯齋金石統跋』卷三および、葉の刻石跋によつた方朔『枕經堂金石書画題跋』卷二に収録されている。二著は冒頭部に少しく異同があるが方朔の文は次のごとくである。「八山陽金卿師曜奴曜奴子等七人所作。此礼器碑陰末行の八陳国苦虞崇伯宗外辺に在り、拓する者は多く之を遺失す。七人なる者は、序銘一人の書、韓明府の銜一人の書、故涿郡太守以下一人の書。碑陰の諸名一人の書、増入の諸名一人の書、左右側各一人の書也。顧南原(霽吉)は、碑字 參錯 齊しからず。後人附増せる者有りと謂う。王弱林又に謂う、其の字体 數變すと。皆に未だ碑陰に此の七人作る所の文有るを知らざる耳。吾が齋に此の旧拓本有り。東卿(葉志詒)為に石に摹して之を伝うるは、金石に功有ること浅きに匪ざる也。嘉慶癸酉春二月望、北平の翁方綱識す。時に年八十有」という。これは碑文を七人が分担して書丹したとみるもので、ことに重要な指摘であるが、『金石萃編』も『兩漢金石記』を引きながら、この箇所は引用していない。その後の金石著録で、この一六字に言及するのは、方朔が「附何子貞太史前跋題後」として載せる一文で、何紹基は「東京の碑多く撰書人の姓名を著わさず。佳なるは石を選びて久遠を為すに在り。此の七人を計るに、自らはれ刻石の人、或いは兼ねて碑に書する也。必ず序銘は一人の書、銜名及び補書幾人と謂うは、真に穿鑿にして拋る無し、覃溪の攷拠、此れを視る者、蓋し亦た多し矣。云々」といい、穿ちすぎだと貶している。王鑿も何紹基の見解をうけて、「(前略)覃溪先生、確として七人の為

る所と指すは、第だ此の行のみ出銭の数目無く、末又に一八作V字有ればならん。(下略)」という。なお、この一六字のある拓をみないが、張彥生氏の『善本碑帖録』では、「陰の末の転角の処に八山陽金卿師曜奴曜奴子等七人所作の十五字を刻す」といい、字も字数も異なる。後考に俟ちたい。礼器碑については註(103)前出。

(205) 楽陵朱登衡方 衡方碑は(一六八年)『集古録跋尾』等、宋代に著録されているが、いつのころか土中に埋もれていたのを、雍正八年(一七三〇)、汝水の氾濫で出土し、その地に重建された。のち咸豐九年(一八五九)に、何紹基が県の学宮に移置したというが、いまは泰安県の岱廟内に置かれている。額があり隸書二行で「漢故衛尉卿衡府君之碑」と陽刻している、本文は二三行、行ごとに三六字。碑陰は漫漶して二段をとどめるのみであるという。碑陽末行の碑文の下の空所に、『兩漢金石記』卷六によれば「門生平原楽陵朱登字仲希書」と入れ、翁はこの朱登を碑文の書丹者とみる。ただ、この一二字が果して残存している拓を、翁が所持していたかどうかは疑問である。即ち宋の洪适の『隸釈』さえ「希書」二字を録していない。また『金石萃編』等もみな下の二字を空格にしている。ただ梁章鉅の『退庵金石書画跋』は「(前略)碑末に書者の八楽陵朱登Vなる小字の半行有り。これ韓勅(礼器碑)の八山陽曜奴等七人所作Vの小字の一行と相い仿たり。皆な書人の姓名の考う可きもの也」といい、方朔『枕經堂金石書画跋』も「(前略)碑末の朱登の小字は作書の人に係る。他碑の門生故吏の出銭・銜名と大小同じからず。或は亦た孔廟韓勅碑の八曜奴V等の字に本づきて為せる所ならん。是れ皆に以て誌すに足る已」といい、ともに翁説に左袒している。しかし『隸釈』の按語には「(前略)碑には八海内門生故吏、采嘉石樹靈碑Vと云う。末に小字もて門生・朱登の題名あるはその人也。(下略)」といい、朱登が嘉石をもつて立碑した人と見做し、書丹者とはいっていない。問題は「朱登字は仲希書す」の「書」字が原碑にあったかどうかだが、いま明拓と称するものにも「希」があるいはそれと見えても、その下方は泐損してみえない。憶測すれば「刻」字かもしれないため、これまた後考に俟たねばならない。

(206) 下弁仇靖西狭 西狭頌(一七一年)は一名、惠安西表摩崖とか李翁碑という。いまも甘肅省成県西一〇kmの天井山々麓の魚竅峽の岩壁に刻されている。



崖面およそ二〇〇×二四〇cm。文は二〇行、行ごとに二〇字を入れ、その左側の中央部には本文の半分ほど小粒の字で、一二行、行ごとに一三字の題名を加えている。右上方のやや離れた所に、篆書で大きく「惠安西表」と陰刻して、これを西狭頌の題額のように仕立てる全搨本があるが、実は頌文とは関りがなく、別種である。なお西狭頌の右側の崖の曲り角辺に「五瑞図」とその題記が刻されているが、これは本文と同一手である。「下弁の仇靖、字は漢徳、文を書す」とは、小字の題名部にあって、これこそ書写人名であるとみるのが定説である。『両漢金石記』卷一三に考証がみえる。

(207) 仇紉郿閣 郿閣頌(一七二年)は、西狭頌に名のみえる李翕が、析里あるいは白崖とよばれる険阻な郿閣の道を修復したその業績を頌える文で、一名、析里橋郿閣頌ともいい、陝西省略陽縣徐家坪の崖壁に刻されて現存する。摩崖部は一七〇×一二五cm。文は一九行、行ごとに二七字。いまは左の左上角が斜めに約五〇字分、右下で三〇字近くが剝落している。この碑の撰書人名は、碑文の内ない。明の趙嶠の『石墨鑑華』卷一には、蔡邕の書という伝聞を記しているが、何の根拠もない。翁が仇紉の書とするのは、宋の洪适の『隸釈』卷四に、郿閣頌の後に五行の題名を載せていて、その「時衡官□□□仇審字孔信／從史位□□□字漢徳為頌／故吏下弁□□□字長書此頌」とみえることを手がかりに、「衡官の下の闕は、本碑に据れば当に是れ入掾下弁の三字なるべし。入從史位下下の闕は、天井題名を以て之を考うれば、当に是れ入下弁仇靖の四字なるべし。隸続に云う、郿閣題名の入從史位下下の字の刊欠は、天井道碑題名を得て、乃ち前碑も亦た仇の作る所なるを知る也と。顧南原云う、入故吏下弁下下に三字を闕くは、天下碑録 以て入仇子長名紉と為すと。未だ何に拠るかを知らず。豈に碑録を作れる時、其の三字は猶お未だ闕けざる耶。愚 按するに、小欧の集古録目の郿閣の条下に、右撰人の名氏を著さず、漢の仇紉の隸書なりと云う。此れ子長を以て、即ち仇紉と為すの又一証なり矣。然れども題名は固より入漢徳為頌入子長書頌と為すの又た一証なり矣。而して小欧は乃ち撰人の名氏を著さずと云うは、則ち歐陽氏の藏本も、想うに已に其の後題の五行を闕く者なる耶。趙子函に至りては、馬伯循の説を援きて、以て蔡中郎の書と為すは、則ち又た並びに小欧陽の説も亦た未だ之を見ざる者なり矣」(『両漢金石記』卷一三当該第三跋)という。

翁のこの考証は、ほぼ通説となっている。なお『復初齋文集』卷二〇にも、立碑年および書人の氏名についての略解を載せている。ちなみに清の馮雲鶴『石索』卷二には、題名五行の欠欠の年月・人名等を補入し図示している。

(208) 孫興張遷 張遷碑(一八六年)は一名、蕩陽令張遷碑ともいう。碑は早くに土中に埋れたのか、宋代の著録にもみえない。明の初め山東省東阿県で出土し、東平県の州学に移されたと伝えていたが、一九六四年、泰安の岱廟炳靈門内に移置されて現存する。碑は三一五×一〇二cm。署書体の陰刻二行で「漢故穀城長蕩陰令張君表頌」と額題する。本文は一六行、行ごとに四二字。碑陰には、故吏人名を三段に入れているが、本文より一まわり大きい字粒である。清初の碩学、顧炎武は、文字に誤りが多いこと、修辭にも粗雑さが目立つことから、好事家の摹刻である(『金石文字記』卷二)と、いつて以来、衆訟があったが、いまは漢碑たることを疑う人はいない。またこの書風を嫌う人は、稚拙で書格が低いと見做し、あるいは刻石が刀で持えたたと貶するむきもある。が、一九七三年、この碑の出土地とごく近い武清県で出土した鮮于璜碑(一六五年)は、ことに張遷碑の碑陰と酷似した書風であるところから、当時におけるこの地域での一書流を代表するものとみられる。鮮于璜碑の技巧的なその碑陽の様式も、碑陰と同一手であることを考え合せるとき、張遷碑も決して粗野な作風ではなかったのである(『不手非止』8、澤田雅弘「鮮于璜碑について」参照)。

翁が撰書人を孫興とする理由は『山左金石志』卷一二その他にもみえない。これは碑文の末に「(前略) 感恩旧君、故吏韋萌等、僉然同声、質師孫興、刊石立表、以示後昆、共享天祚、億載万年」とある「師の孫興を質し、石に刊して表を立て」の孫興を書人とみたのであろう。が、「質」は『説文』に「庸なり」あるように備う意であり、「師」は「郷他君祠堂画像石題記」(二五四)に、「画師」の語がみえ、別に石匠の意で用いる用例がみえる(『故宫博物院刊』60—2の羅福頤積文、および『不手非止』10の西林昭一「画像石題記の世界」一三九頁参照) ように、ここでも石匠の意であることは明白である。また明の都穆『金薤琳瑯』卷六には、「故吏韋萌等、石に刊して表を立つとは、蓋し其の去思の碑也、云々」というとおり、いわゆる去思碑の建立に際し、石匠の孫興に刊石せしめたことをいうのであって、翁説は当ら

ない(福本雅一氏に『復初齋詩集』卷二〇「張遷碑歌」の訳注がある)。

(209) 百石卒史碑、称鍾繇書。百石卒史碑は、碑文の内容からいえば、魯相乙瑛請置百石卒史碑と呼ぶのが適當だろうが、十数種の呼称がある。乙瑛碑でもっとも通りがよい。註(104)前出。この書人名を魏の鍾繇とするのは、碑文の末に「後漢、鍾太尉書。宋嘉祐七年、張稚圭按圖題記」と楷書二行で刻されているのによる。が、これは洪适『隸釈』以来、否定されている。例えば趙嘏『石墨鐫華』卷一は「按ずるに此の碑は、永興元年の造たり。元帝は獻帝の初め、始めて黃門侍郎と爲る。永興を距たること且に四十年。これ元帝の書に非ざること明甚し。未だ知らず、張稚圭の按ずる所は何の凶なるやを」というのがそれ。翁も『兩漢金石記』卷六の跋に「乃ち是れ附題せる爾」という。

(210) 夏承碑称蔡邕書。夏承碑(一七〇年)は一名、淳于長夏承碑という。重刻本で高さ八尺一寸、広さ三尺九寸(营造尺)。十三行、行ごとに三〇字である。宋の趙明誠『金石錄』卷一六に「今、洛州に在り。元祐の間、河堤を治するに因りて、土壤中より出ず、云々」とあるように一度出土した。この石は長らく放置されていたのを、明の成化一五年(一四七九)に、広平知府の秦民悦が碑亭に納れて保護した。しかしまた土中に埋まった。さらに嘉靖一七年(一五三八)に再出土したものを、唐寛なる者が破碎してしまった。この間に旧拓によって重刻したものがあつたが、嘉靖二四年、唐曜なる者が重刻したその本文の末に「建寧三年 蔡邕伯喈書」と款記した。夏承碑を蔡邕書とみる説は、元の王恽『王秋澗集』によることを翁は指摘している。即ち『兩漢金石記』卷一〇に、この碑、前人の著録には、数条の疑問点があるとするその一に、「(前略)『王秋澗集』を按ずるに、蔡中郎の隸書に跋して云う、中郎は本より秦相・斯の大小篆を取りて八分を爲るも、実は秦の隸書也。近ごろ公の建寧三年に書する所の五官功曹掾夏承墓表を觀る。真に奇筆也。夏金もて鼎を鑄るや、形模怪譎なるが如し。蛇神・牛鬼、厯雜百出すと雖ども、而も衣冠・礼楽は、已に其の中に胚胎す。所謂、氣 百代を凌ぎ、筆陣 堂堂たる者乎。至元辛未中秋前二日」を引いている。唐曜の重刻時の款記一行も、あるいは王恽のこの流に拠るものであらう。が、王恽説にも根拠はない。なお翁は、原石旧拓残帖と称する李宗翰本(中華民國七年、商務院書館影印

本あり)に跋し——ほぼ同文が『復初齋文集』卷二〇「跋宋拓夏承碑」にみえる——、北宋拓と推重しているが、疑問視するむきが多い。また伊秉綬旧蔵の書道博物館本があり、李宗翰本より勝るといわれるが、これまた原石拓の確証はない。拓の種類や重刻本についての考証は、翁がもっとも詳しい。ちなみにこの章の後半「莫古……蔡邕書」は、『蘇齋題跋』卷上「漢礼器碑陰題名」に、ほぼ同意の識語を載せている。

(211) 歐陽子未見西漢人書。今可考者。惟曲阜孔廟戟門下五鳳二年石刻。(212) 歐陽子未見西漢人書。今可考者。惟曲阜孔廟戟門下五鳳二年石刻。自周岐陽石鼓而下。最古者惟此矣。牛兩五銖泉文。或更在前。然恐有傳摹。未若石刻之信。次則祝其卿上谷府卿墳壇刻字也。東漢之初最古者。鄒君開石門刻也。若建武泉范建初慮虎銅尺。(213)皆東漢器最古者矣。

歐陽子は未だ西漢人の書を見ず。今考うべきものは、た惟だ曲阜孔廟戟門下の五鳳二年石刻のみ。周の岐陽の石鼓よりして下、最も古きものは惟だこれのみ。半兩・五銖泉の文は、或いはさらに前に在らん。然れども、華らくは伝摹あらん。未だ石刻の信なるにしかず。次は則ち祝其卿・上谷府卿墳壇刻字なり。東漢の初めの最も古きものは、鄒君開石門の刻なり。建武泉の范・建初の慮虎銅尺の若きは、みな東漢の器の最も古きものなり。

(211) 歐陽子 歐陽脩をさす。北宋中期の官僚・文人。北宋・景德四―熙寧六年(一〇〇七―一〇七三)。字は永叔、号は醉翁。のち六一居士と称した。諡は文忠。廬陵(広西省)の人。天聖八年(一〇三〇)の進士で官途についたが、新旧党争の煽りで地方へ左遷された。一時は参知政事に返り咲いたが、王安石の新法とあわず、熙寧四年(一〇七二)に退官した。政治家・文学者・歴史家と

して名があるが、古文復興における唐宋八大家の一人に数えられ、後世への影響も大きい。

書道史上で特筆されるのは、その『集古録跋尾』一〇巻の著で、周一五代の金石およそ四〇〇種余を考証し、宋代金石学興隆の魁をなしたことである。また書人としても名がある。『宋史』卷三一九。『歐陽文忠公集』附録。『宋人軼事彙編』卷八。『皇宋書録』卷中。内藤戊申「歐陽脩について」(『羽田博士頌壽記念東洋史論叢』)。中田勇次郎「歐陽脩の筆説・試筆」(『中国書論集』)。

なお下文に「未だ西漢人の書を見ず」というが『集古録跋尾』には、前漢に谷口銅甬等三種を挙げてゐる。従って、ここでは石刻に限った指摘である。

(212) 五鳳二年石刻 一名八魯孝王刻石(前五六六年)という。金の明昌二年(一一九二)、山東省曲阜の孔子廟を改修した際、靈光殿趾西南の池中から発見された。いまは孔廟碑林の一として保存されている。著録での初見は趙嶠『石墨鐫華』巻一である。拓本で二四×二五cm。文は三行で「五鳳二年魯卅四年六月四日成」。古くより篆書から隸書へ移行する過渡期の書体として貴重視したが、木簡や金文の前漢史料が数多く見られる現在、「年」字にみる筆法も隸書そのものであることが知られ、翁の分類法に充てれば古隸である。

なお、翁は五鳳二年刻石を前漢最古の遺作としているが、『兩漢金石記』の刊年以後において、次のものが出土している。(1)群臣上疇刻石(前一五八?) (2)魯・靈光殿趾刻石(前一四九) (3)霍去病墓刻石二種(前一八頃) (4)甘泉山殘石(前一七—前五三) (5)楊量買山地記(前六八)。ちなみに五鳳二年刻石以後のものながら、前漢の作としては、次のものがある。(6)庶孝禹刻石(前二六) (7)九竜山封門刻石(前漢中葉) (8)江蘇省高郵県天山出土木樛題字(前漢晚期)。

(212) 岐陽石鼓 註(1)前出。

(213) 半兩・五銖泉文 半兩は秦始皇帝統一後の貨幣である。円形で方孔、輪郭のない銅銭の方孔両側に篆書で「半兩」と入れている。重さが半兩すなわち一二銖。『漢書』八食貨志に「秦、天下を兼ね。銅銭にして質は周銭の如くし、文に半兩と曰う。重さ其の文の如し」とある。五銖は前漢の武帝が鑄

造した重さ五銖の銅銭である。円形方孔の両側に、篆書で「五銖」と入れている。『漢書』武帝紀に「元狩五年(前一八)、半兩錢を罷め、五銖錢を行う」とある。五銖銭は、王莽のとき一時廃止されたが、後漢には復活し、唐代まで断続して用いられた。泉は銭に同じ。半兩・五銖銭とも新鑄のものや偽造がまじるので、時代比定はかなり困難である。五銖銭はその書風によって時代判定の目安がつけられているが、それでも時期の近接したものは、厳密な区別ができない。翁はこの点を考慮して注しているのであろう。

(214) 祝其卿上谷府卿墳壇刻石 二石である。八居撰墳壇刻石(前)がこの総名で、ともに居撰二年(七)の篆書陰刻。いつのころからか山東省曲阜の孔子の墓前にあったのを、清の初め孔子廟に移し、いまも孔廟碑林の一として保存されている。「祝其卿墳壇。居撰二年二月造」の一石は、三一×六三cmで四行刻、いまは傷んで「撰・二・造」しか見えない。「上谷府卿墳壇。居撰二年二月造」の一石は、五五×一〇〇cmで四行刻。傷みはあるが見える字は多い。翁は王莽期の石刻として、『兩漢金石記』巻七に載せたこれ一つしか知見がなかったが、いまは(1)萊子侯刻石(二六)(2)鬱平大尹馮君孺久墓題記(一八)のほか、甘肅省武威出土で帛書の(3)張掖都尉榮信と(4)銘旌三種、それに(5)簡牘類がある。

(215) 鄱君開石門刻 通称は、開通褒斜道刻石(六六年)。別に永平碑とか大開通ともいう。陝西省褒城県の北、石門と称される地の摩崖であったが、この地がダムで水没するため、一九七〇年には、その四十数種中、石門頌ほか、ことに有名な一三種は切り取られ、いまはこの刻石も、関中市博物館に移管されている。石は二〇×二四〇cm。十六行、行字は不定。早くから漫漶し、旧拓で一二〇字内外であるが、南宋の晏袤が附刻した積文によれば、一五九字を記し、左辺になお三〇字分があったことが知られる。この摩崖刻は、漢隸中でも大字に属し、一字約一五cm以上もある。翁の分類では古隸で、「天然古秀」と評されが、気宇の大きさと素朴な情懷をそなえた隸書の逸品である。『兩漢金石記』巻一三、『復初齋文集』巻二一八跋鄱君開石門刻字(前)にも考証がみえる。

(216) 建武泉范 後漢・光武帝の建武一七年(四一)に鑄造した五銖銭の范型。手近には、容庚編『秦漢金文録』巻四に拓影がみえる。『復初齋文集』巻一

九「跋建武泉范」と、「建武泉范、今を以て之を等称するに、重さ十二兩なり。建初尺を以て之を度るに、厚さ六分五釐、面の深さ三分五釐、底の深さ一分五釐なり、其の中に五范泉の正背の合四枚、径一寸を列す。底に云う「建武十七年三月丙申、太僕監掾蒼考工合通丞或令史、鳳工周儀造」と。凡て二十七字にして、篆初めて隸に変する者也。七の字は微や蝕し、卒史碑の七の字と正に相い証す可し。(下略)」と考証している。ただ右の文中で、篆書から隸書へ変化した体である、というのは、新出史料の豊富な現在からみれば誤りである。例えば一九六九年に河北省滿城県劉勝墓出土の銅器銘、あるいは一九八一年に陝西省興平縣茂陵陪冢墓出土の銅器銘は、前者が前一六八年、後者が前一五〇年前後の刻款であるが、すでにいわゆる古隸の風である。

(217) 建物慮虎銅尺 後漢の建初六年(八一)銘のある銅尺。手近には、容庚編『秦漢金文錄』卷三に拓影がみえる。銘は「慮僂銅尺。建初六年八月十五日造。『復初齋文集』卷一五「建初銅尺考」・「附記銅尺考後」に、長文の考証がみえる。「建初銅尺考」では「乾隆壬辰(一七七二)夏、建初尺の拓本を得。即ち孔東塘記を作す者也。後二十年、予、曲阜に試し、孔氏に於て此の尺を借り、紫檀木を用いて之を仿作す。今、漢陽の葉東卿は、復た阮侍郎の齋に於て此の尺を借り、洋銅を用いて仿作す。則ち予が昔し作る所の木尺に視(くら)べ、更に準式為り。東卿、其の一を以て贈らる。予は既に為に尺側に記す。而して適(たま)たま呉様客寄する所の周尺を得て、講れるの文を訂し、東塘の記・考・弁の未だ備わらざる所を補う可し矣。康熙二十六年、曲阜の孔尚任東塘、江都の閔義行の家に於て、此の尺を得たり。銘ありて云う「慮僂銅尺建初六年八月十五日造」と。字は篆隸の間に在り。東塘は銅尺記・周尺考・周尺弁の三篇を撰す。蓋し此の建初尺に因り、併せて以て周尺の概を得べき也(後略)」という。ただ文中「字は篆隸の間に在り」というが、銘は明らかにいわゆる漢篆である。

(二三) 凡將元尙諸篇。今不可見。至洪文惠之續急就。謂中郎石經未嘗一字好奇。乃洪氏所續滂喜一章。就所注所採。則已不免於好奇耳。永叔

答石守道謂。書必有法。未知所言法者何等法也。洪氏於漢隸最稱首者。何君閣道碑。今雖未見。蓋大書也。就漢隸之傳於今者。隸家首稱禮器碑。若百石作史碑。信爲工妙。後人据圖經題。曰鍾太尉書。或駁之以爲時太遠。然或立碑之時。不必盡以制誥之日爲定。鍾書之說。出於圖經。安知非實乎。然此碑書格。前半尙不及後半之妙。以鄙見上下度之。莫若郎中鄭固碑淳勁古質。足繼周鼓秦篆。爲漢隸最純正者。禮器碑之工妙。奄有諸碑之勝。宜其第一。然於結構。若有隨意伸縮不能盡以繩度概之者。妙處亦正在此。以愚摸碑陰碑側。始得隳奴等七人所作一行。此從前金石著錄所未言及者。唐世楷法。至褚河南始啓。不拘繩尺之漸。豈知漢隸早有先之者。後世書家。其能事由米董。以上溯褚法。極變化矣。而漢碑先有禮器在焉。山川融結。雲水流行。無非法也。何嘗有定法可稽。然而爲後學言法。則愚意願以鄭郎中碑質之。

「凡將」「元尙」の諸篇は、今見るべからず。洪文惠の『続急就』に至りては、「中郎の石經、未だかつて一字として好奇なるものあらず」と謂う。乃ち洪氏注するところの「滂喜」一章は、注するところ採るところに就きては、則ちすでに好奇に免れざるのみ。永叔「石守道に答えて謂う、「書は必らず法あり」と。未だ言うところの法なるものは、何等の法なるやを知らざるなり。洪氏漢隸において最も首と稱するものは、何君閣道碑なり。今未だ見ずといえども、蓋し大書ならん。漢隸の今に伝わるものに就きては、隸家は首に礼器碑を稱す。百石卒史碑の若きは、信に工妙なり。後人、図經の題に据りて鍾太尉の書なりと曰

う。或これを駁して以為らく、時太だ遠しと。然れどもあるいは立碑の時は、必らずしも尽くは制誥の日をもって定めとなさず。鍾の書たるの説は、凶経に出ず、安くんぞ実にあらざるを知らんや。然れども、この碑の書格は、前半なお後半の妙に及ばず。鄙見をもって上下これを度れば、郎中鄭固碑の淳勁古質に若くはなし。周鼓・秦篆を継ぐに足り、漢隸の最も純正なるものなり。礼器碑の工妙は、諸碑の勝を奄有す。宜なるかなそれ第一なること。然れども結構においては、意に随って伸縮し、尽くは繩度をもってこれを概すること能わざるものあるが若し。妙処もまた正にここに在り。愚の碑陰碑側を摸するをもって、始めて、「曜奴等七人作るところ」の一行を得たり。これ従前の金石著録の未だ言及せざるものなり、唐の世の諸法は、褚河南に至り始めて啓けり。繩尺の漸いに拘らず、豈に漢隸早にこれに先んずるものあるを知らんや。後世の書家、それ能く米・董に由りて、もって上は褚法に溯り、變化を極むるを事とす。而れども漢碑はまず礼器の在るあり。山川融け結ばれ、雲水 流れ行くものも、法にあらざるはなきなり。何ぞ嘗つて定法の稽うべきものあらん。然りしこうして後学のために法を言わば、則ち愚が意は鄭郎中碑をもってこれを質とせんことを願うなり。

(218) 凡将元尚諸篇 凡将篇は漢の司馬相如撰の辞書名。佚書。ただし、『玉函山房輯佚書』第七に輯本がある。元尚篇は漢の李長撰の辞書名。佚書。

(219) 洪文惠之統急就 文惠は洪适の諡。北宋・政和七—南宋・淳熙一一年(一一七一—一一四四)。初名は造、字は温伯。のち名を适、字を景伯と改めた。号は盤洲。鄱陽(江西省)の人。南宋の紹興一二年(一一四二)、博学鴻詞科に

及第した。孝宗が即位して司農少卿となり、のち累官して尚書右僕射・同中書門下平章事に拜し枢密使を兼ね、さらに知紹興府・浙東安撫使に至って致仕した。のち一六年間は著述と詠詩で余生を過した。著に『盤洲集』、『隸積』、『隸統』ほかがある。『宋史』卷三七三。『宋史新編』卷一四一。『宋人軼事彙編』卷一六。『書史会要』卷六。

(220) 滂喜一章 『復初齋文集』卷二八西漢金石年月表序に「乃ち漢隸を標準し、以って準繩と為す。何ぞ顯ならんや」とあるが、これと上句中の『統急就章』とも、内容は不明。『隸統』卷一八防東尉司馬季德碑に「(前略)急就の一章に擬して云う。滂喜悠々、独り繼ぐなし……蔡伯喈は熹平の詔を奉じ、鴻都の碑を列す。晩学 咸な取る所にして、正に未だ嘗つて一字も好奇ならざる也」とある。

(221) 永叔答石守道謂 永叔は歐陽脩の字。註(11)前出。石守道は石介(一〇〇五—一〇六三年)の字。兗州奉符の人。天聖七年の進士。慶曆年間には太子中允に官し、范仲淹、韓琦らとともに政治に参与し、歐陽脩と親交があった。下の「書には必ず法あり」は、『歐陽文忠公集』卷一六八与石推官第二書下の「然至於書、則不可無法」に拠るか。

(222) 漢隸 兩義がある。一は秦隸とか唐隸の語に対し、前漢・後漢時代の隸書の総称。一は八分と同義で、翁はその「隸八分攷」に、「漢人波有るの隸は、則ち隸より筆勢を漸増し、其の形は八の字のごとく分布す。故に八分と曰う」という。ここでは後者。

(223) 何君閣道碑 佚して伝わらない。洪适『隸積』卷四に、蜀郡太守何君閣道碑とあり、全文五二字を載せている。建武中元二年(五七)の六月、蜀の棧道を治めたことをいう。洪适の跋中に「此の碑は蜀中に近出す。毗陵の胡世将承公、好んで金石の刻を蔵す。紹興己未(一一三九)の年、蜀に帥するも尚お未だ之を見ず。東漢の隸書、斯ち之が首と為す。字法方勁、古意余り有り。云々」という。

(224) 礼器碑 本碑の形制、内容その他については、註(103)前出。ちなみに、王澐は『虚舟題跋』で「此の碑、書に五節有りて体は凡そ八変す。云々」といい、いわゆる五節八変説を出した。翁はこの説を駁したが、註(204)に触れたように、自らも七人の分作とする牽強附会を犯している。碑陽の書法にく

らべ、陰側は暢達さの点において一段とすぐれ、ややくだけた風趣であるが、もとより碑陽と同一手であることは疑いない。

(225) 百石作史碑 作は卒の錯字で、百石卒史碑のこと。註(104)・(209)にも触れた乙瑛碑に同じ。ちなみにこの書体は、骨太の構築的な結構、緊張感をみながらせながら、その寛綽たる風格はまさに八分の正宗である。『虚舟題跋』卷二「漢魯相為孔廟置百石卒史碑」に「漢の孔廟の世に伝わる者、今に三有り。一は乙瑛、二は韓勅、三は史晨。皆魯の相也。(中略)乙瑛は雄古、韓勅は変化、史晨は謹嚴にして、皆漢隸の極則なり。云々」と評している。

(226) 後人据図経題、曰鍾太尉書 註(209)前出。

(227) 或駁之以為時太遠 註(209)前引『石墨鐫華』もこの点を指摘するが、つとに洪适『隸釈』巻一にも「鍾繇は魏の太和四年を以て卒す。永興を去ること蓋し七十八年なれば、図経の云う所は非也」とある。

(228) 鄭固碑 註(105)前出。なおこの書の書風について、翁は『兩漢金石記』巻八に、淳勁古質で漢隸中の純正な作であり、八分書法の根元であると称揚している。が、佳拓でも二三〇字内外しかみえないほど磨泐している。楊守敬は『平碑記』巻一で「是の碑、古健にして雅潔。漢隸に在りて亦た傑作と稱す。尤も積氣少し。礼器の亜也」という。このあたりが適評であろう。

(229) 周鼓秦篆 石鼓文と小篆というのと同じ。註(1)と註(31)前出。

(230) 曜奴等七人所作一行 註(204)前出。

(231) 褚河南 河南は褚遂良の封爵である河南郡公の略。隋・開皇一六一唐・顯慶三年(五九六―六五八)。唐代初期の官僚、書家。字は登善、浙江省錢塘の人。父の亮は陳・隋に仕え、のち唐の秦王に仕えた。遂良も父とともに秦王に仕え、魏曹參軍を授けられた。太宗即位後の貞觀一〇年(六三六)、秘書郎より起居郎に累遷した。太宗に信任され諫議大夫に転じ、晋王が太子に定まり、太子賓客を兼ねた。高宗が即位し、河南郡公に封せられ、のち尚書右僕射・同中書門下を拝命した。が晩年、武昭儀(のちの則天武后)の皇后廢立に関する直言で、高宗に退けられて各地に左遷され、愛州刺史のとき、その地に歿した。褚遂良は能書であったことにより、魏徵の推挙で太宗の侍書となったほどで、太宗の書蹟の収集やその鑑定の任にもあたり、『右軍書目』『搨本業毅論』の著述もある。が、褚遂良の面目は、史陵に師授をうけ、王

羲之を祖述したといわれるその書法にある。歐陽詢・虞世南とともに初唐の三大家といわれるが、とりわけその雁塔聖教序碑にみる遒勁で華麗典雅な楷法は、独創の書境を拓いたものとして評価されている。

翁における褚遂良の評価は、後述する卷一四・楷書の「七」にうかがわれるように、歐陽詢の化度寺碑と虞世南の孔子廟堂碑を極則とし、これに次ぐものとして、褚遂良の孟法師碑と歐陽詢の虞恭公碑を推すものである。ここでは褚遂良の具体的な作品をあげていないが、下文の文意から推して、孟法師碑を頭においているのであろう。褚の孟法師碑における書法は、晩年に完成された雁塔聖教序碑の書法にいたる段階を示す作風で、欧・虞の書法はもとより、篆隸の点画の筆法をも加味した、いわば実験的書法を示しているが、その隸法を加味した風趣に比重を置いて、翁は褚を「楷法を啓く」と評価していると思われる。

(232) 繩尺之漸 繩尺は、すみなわといものさし。ここでは規範、法則性の意。漸はここでは習の意。『淮南子』・繆称訓の「良工は矩鑿の中に漸う」の注に「漸は習也」とある。

(233) 米董 北宋の米芾と明の董其昌。註記は卷一五の該当項にゆずる。

(二四) 杭董浦石經考異(24) 張懷瓘書斷(235) 黃伯思東觀餘論(236) 晁公武石經考異(237) 皆稱鴻都石經非也。全謝山曰(238) 北魏書江式表(239) 謂蔡邕刻石太學。後開鴻都(241) 諸方獻篆。無邕者。則鴻都固非太學。而又可見師宜官諸人之盡遜於邕也。邕以効鴻都學生被譴。而謂石經出於鴻都。眞大舛也。愚按。漢石經所以誤稱鴻都者。張懷瓘書題云(242) 漢靈帝熹平年。詔蔡邕作聖皇篇(243) 篇成詣鴻都門上。時方修飾鴻都門。伯喈待詔門下。見役人以聖帚成字。心有悅焉。歸而爲飛白之書(244) 漢末魏初。竝以題署宮閣。其體創法於八分。窮微於小篆。又曰(245) 靈帝好書。徵天下工書於鴻都門。至數百人。八分稱師宜官爲最。据此則是因蔡書八分。故稱石經爲鴻都歟。然而八分變爲飛

白。當時以題署宮閣。與蔡書石經何涉乎。若以蔡之分隸稱鴻都。則豈師  
宜官分隸。亦可稱鴻都乎。系蔡隸於鴻都。猶且不可。況不言蔡隸。止言  
石經。而謂之鴻都可乎。韓石鼓歌觀經鴻都尙闐咽。直目石經爲鴻都矣。  
後世詞章。不揣其本。動稱鴻都石經。此大誤也。<sup>(251)</sup>

杭葦浦の『石經考異』に曰く、「張懷瓘の『書斷』、黃伯思の『東觀余  
論』、晁公武の『石經考異』、皆に鴻都石經と稱するは非なり」と。全謝  
山曰く、『北魏書』の江式の表に、蔡邕 太学に刻石す。後 鴻都を開  
く。諸方篆を献ずるも、邕に「出ずる」者なしと。則ち鴻都は固より  
太学にあらず。しかしてまた師宜官諸人の尽く邕に遜るを見るべし。邕  
は鴻都の学生を効するをもって譴せらる。しかれども石經 鴻都に出ず  
と謂うは、真に大いに舛なり」と。愚 按ずるに、漢の石經、誤って  
鴻都と稱するゆえんのは、張懷瓘の『書斷』に云う、「漢の靈帝の  
熹平の年、詔ありて蔡邕 聖皇篇を作る。篇成りて鴻都門上に詣る。時  
に方に鴻都門を修飾す。伯喈、門下に待詔するに、役人 聖帝をもって  
字を成すを見る。心に悦ぶあり。歸りて飛白の書を為る。漢末魏初、並  
びにもって宮閣に題著す。その体「二あり」。法を八分に創め、微を小  
篆に窮む」と。又曰く「靈帝は書を好み、天下の書に工なるものを鴻  
都門に徴す。数百人に至る。八分は師宜官を稱して最となす」と。これ  
に据れば則ちこれ蔡は八分を書するに因るの故に、石經を稱して鴻都と  
なせる歟。然りしこうして八分 変じて飛白となる。当時もって宮閣に  
題署せると、蔡書の石經と何ぞ渉らんや。若し蔡の分隸をもって鴻都と

稱すならば、則ち豈に師宜官の分隸も、また鴻都と稱さるべきか。蔡の  
隸を鴻都に系くことすら、なおかつ可ならず。況んや蔡の隸と言わず、  
止だ石經とのみ言いて、これを鴻都と謂うは可ならんや。韓の石鼓歌に  
「經を鴻都に觀、尙お闐咽す」とありて、直ちに石經を目して鴻都とな  
す。後世の詞章、その本を揣らずして、動すれば鴻都石經と稱せるは、  
これ大いなる誤りなり。

(234) 杭葦浦石經考異 杭葦浦は、杭世駿の号。清・康熙二二—乾隆三八年  
(一六九六—一七三三)。字は大宗。仁和(浙江省杭州)の人。雍正二年の舉  
人で、乾隆元年(一七三六)鴻博に挙げられ編修を授けられ、御史に官した。  
書画を能くした。『榕桂堂集』『道古堂集』『石經考異』二卷がある。以下の  
二七字は『石經考異』巻一の語である。

(235) 張懷瓘書斷 唐の張懷瓘、生歿不詳。江蘇省海陵の人。玄宗—代宗朝に  
かけて生存した。開元年間に翰林供奉となり、皇子の書の指導にあたった。  
書は篆・隸・楷・行・草書を善しくしたというが、遺蹟は伝存しない。本領  
はむしろ書学にあり、『書斷』三卷はじめ『文字論』『書估』『書儀』『二王等  
書録』『六体書論』『評書彙石論』が伝わっている。ここは後文に引く、『書  
斷』巻上八飛白の語に拠る。

(236) 黃伯思東觀餘論 字は長睿。北宋・元豐二—重和元年(一〇七九—一一  
一八)。福建省邵武の人。元符三年(一一〇〇)の進士。官は秘書郎に至った。  
その間、冊府の書籍を縦観し、六經をはじめ子史百家の学にも精通した。詩・  
書・画に工みで、書は各体を能くしたが、ことに金文や小篆を好んだという。  
しかし遺蹟は伝わらない。その本領は文字学にあり、古文・奇字、彝器の款  
識ことごとくを弁正したという。著に『東觀餘論』二卷がある。ここはその  
巻一「記石經与今文不同」中に、「此れ(石經『論語』『公羊伝』)蓋し鴻都一  
字石經ならん」というのに拠る。

(237) 晁公武石經考異 晁公武 生卒不詳。字は子止。山東省鉅野の人。南宋

の乾道(一一六五—七三)年間に敷文閣直学士をもって臨安府少尹となった。著に『昭徳文集』『郡齋讀書志』がある。ここはその『石経考異』の序に

「鴻都の石経は、鄴雍に遷徙してより、遂に人間に茫昧す」とあるのに拠る。<sup>(238)</sup> 全謝山 全祖望の号。字は紹衣。清・康熙四四—乾隆二〇年(一七〇五—一五五)。浙江省鄞県の人。雍正の挙人で、乾隆の初め鴻博に挙げられたが仕えず、家居して学に耽った。その膨大な撰著は『鮎琦亭全集』に収められている。ただし以下の六七字はなお検索しえない。が、杭世駿『石経考異』に引用されている。

<sup>(239)</sup> 江式表 江式、字は法安。生年は不明。北魏の正光四年(五二二)官に歿した。河南省陳留の人。北魏に仕え、司徒長史に拝し、殄寇將軍・符節令に除せられた。書は篆体に工みで、洛陽の宮殿諸門の題額は、すべて江式の書であったと伝えている。表とはその『論書表』で、『魏書』卷九一、『北史』卷三四兩本伝に、ほぼ同文でみえる。また他に『法書要録』卷一、『墨池篇』卷一四、『書苑菁華』卷一ほかにも採録されている。ただし両伝と『法書要録』(これを襲ぐ『書苑菁華』)には異同が多い。以下に引く一七字は、翁の摘録であるため、どちらに準拠したかは不明。いま『魏書』当該の原文は次のとおりである。「詔於太学立石碑、刊載五经。題書楷法、多是邕書也。後開鴻都。書画奇能、莫不雲集。于時諸方献篆、無出邕者」。ちなみに、熹平石経を鴻都石経と称する著には、このほか宋の董道『広川書跋』、洪适『隸続』、明の趙均『寒山金石林時地考』などがある。

<sup>(240)</sup> 蔡邕 註(61)前出。

<sup>(241)</sup> 鴻都 『後漢書』卷八・靈帝紀の光和元年の条に「始めて鴻都門学生を置く」とあり、註に「鴻都は門の名なり。内に於て学を置く。時に其の諸生、皆に州郡三公に勅し、能く尺牘・辞賦を為り、及び鳥篆を写するに工みなる者を挙げ召し、相い課試するに千人に至る」とある。

<sup>(242)</sup> 無邕者 原文は「無出邕者」。註(239)引用文参照。

<sup>(243)</sup> 師宜官 註(62)前出。

<sup>(244)</sup> 書題云 「題」は「断」の錯写。以下の七四字は『書断』卷上八飛白▽の引用。ただし「其体」下に「有二」二字を脱している。

<sup>(245)</sup> 聖皇篇 『隋書』経籍志に「勸学一卷。蔡邕の撰なり。司馬相如の凡将

篇、班固の太甲篇・在昔篇、崔瑗の飛竜篇、蔡邕の聖皇篇・黄初篇・呉章篇・女史篇。合せて八卷有り」とあるが佚して伝わらない。

<sup>(246)</sup> 伯喈 蔡邕の字。註(61)参照。

<sup>(247)</sup> 飛白 一種の裝飾書体。語の初出は、羊欣『古來能書人名』で、「飛白は本と是れ宮殿の題。八分の軽き者なり。全て楷法を用う」という。張懷瓘も「法を八分に創め、微を小篆に窮む」というが、飛白篆という語(庾元威『論書』)のあるところからみて、篆書に拠るものがあり、また羊欣のいうように八分体によるものが、古くはあったようである。飛白の創始を蔡邕に充てるのは、唐の崔備『壁書飛白蘭字贊』あたりが初見で、その特徴を「輕濃中を得、蟬翼素を掩うが如し」(『法書要録』卷三)という。また『書断』の後文に、「梁の武帝、蕭子雲に謂いて言う、頃ごろ王献之の書を見るに、白にして飛ばず、卿の書は飛びて白ならず。斟酌して之を為し、其の衷を得令む可し」とある。この様式は、即ち一字の点画が黒一色ではなく、ところどころが飛白(かすり)模様めくものや、吹流しが風にはためくような点画をさす。この体の遺例としては、唐太宗「晋祠銘」(六四八)の題額が古い。が、これは行書に拠る裝飾化である。この太宗風を襲ぐものに、唐高宗「大唐紀功頌」(六五九)題額、「孝敬皇帝勅德紀」(六七五)題額、また一九七二年、陝西省礼泉県昭陵出土の「尉遲敬德墓誌蓋」(六五八年)がある。さらに一段の裝飾化をそなえ、点画に小鳥の形をあしらった則天武后「昇仙太子碑」額(六九九九)がある。なお空海の「真言七祖像贊」(八〇五—八二一年頃)は前者を襲いでさらに飛動の勢があり、「十如是」(年代不詳)は、蝶・燕・人物なども雑えているなど、極端な裝飾化をみせ、ある種の神秘性を示している。飛白の専著には、清の張燕昌・陸紹曾同撰『飛白録』があり、論考に藤原有仁「飛白の沿革」(『書論』5)がある。

<sup>(248)</sup> 又曰 以下の二五字は『書断』卷中・師宜官の条に拠る。

<sup>(249)</sup> 分隸 註(177)前出。

<sup>(250)</sup> 韓石鼓歌 唐の韓愈「石鼓歌」をさす。註(4)前出。

<sup>(251)</sup> 動称鴻都石経、此大誤也 『蘇齋題跋』卷上にも簡単に触れている。が、翁の『漢石経残字考』には、帰安の丁杰(一七三八—一八〇七年)の言に拠って、大約、こと同じ内容を紹介したのちに「綱按するに、光和元年二月、



始めて鴻都門学を置く。而して蔡邕諸人の石経を書すは、鴻都未だ学を立てざる前三年に在り。後人、熹平石経を以て目して鴻都と曰うは、当に君の此の論を以て此れを正すべき也」という。

〔二五〕漢石経<sup>(252)</sup>。熹平四年。諸儒受詔。正定五經文字<sup>(253)</sup>。立石於太學講堂<sup>(254)</sup>。世久無全石本矣。所以惟据史稱熹平石経也。水経注乃言光和六年石経<sup>(255)</sup>。鴻氏隸釋謂。受詔在熹平。立石在光和。此特因水経注。而意度之。當日自熹平四年刻。至光和六年始訖工。必其石本首尾著有訖工之歲月。今不可考矣。乃閻百詩<sup>(256)</sup>。因水経注有光和之語。遂謂杜詩苦縣光和尙骨立。光和指石経言。此則謬矣。杜詩言光和者。未知是光和某年石刻也。即以洪趙所錄漢隸。光和年立者非一碑。何以知其是光和六年石刻乎。況杜詩此句。苦縣光和四字連文。豈有上一碑稱其地名。而下碑稱其年號。詩句內有此文理乎。注杜者<sup>(257)</sup>。或以爲二碑者誤也。安得以光和指石経哉。

漢の石経は、「熹平四年、諸儒詔を受けて、五経の文字を正定し」、「石を太学の講堂に立つ」ものなり。世、久しく全石本なし。所以に惟だ史に据りて熹平石経と称するなり。『水経注』には乃ち光和六年の石経と言う。洪氏の『隸釈』には、「詔を受くるは熹平に在り、石を立つるは光和に在り」と。これ特だ『水経注』に因るのみ。しこうして意もてこれを度れば、当日、熹平四年より刻し、光和六年に至り始めて工を訖えしならん。必ずその石には本と首尾に著するに工を訖うの歲月あらんも、今は考うべからず。乃ち閻百詩は、『水経注』に光和の語あるに

因りて、遂に杜詩に「苦縣光和は尙骨立す」と謂うの光和をして、石経を指すとの言は、これ則ち謬れり。杜詩に光和を言うものは、未だ是れ光和某年の石刻なるを知らざればなり。即ち洪・趙録するところの漢隸をもつてするも、光和の年に立つものは一碑にあらざ。何をもつてかその是れ光和六年の石刻なるを知るや。況んや杜詩のこの句の「苦縣光和」の四字は連文なれば、豈に上の一碑はその地名を称し、下の碑はその年号を称すること、詩句内にこの文理あらんや。杜に注する者、或いはもつて二碑となすは誤りなり。安んぞ光和をもつて石経を指すを得んや。

(252) 漢石経 いわゆる熹平石経をさすが、〔二四〕にもいうように鴻都石経といわれたり、また一字(一体)石経、今字石経といったりもする。ただ漢石経の用語は、石経ないし歴代石経に対するもので、魏石経(正始石経また三体石経)、唐石経(開成石経)、蜀石経(広政石経)、北宋石経(嘉祐石経)、南宋石経(高宗御書石経)、清石経(乾隆石経)等の濫觴を成すものである。

立碑の年については以下に考証があるとおり、熹平四年(一七二)は刊石開始の年、九年後の光和六年をもって完成の年とするのが通説である。建碑後約十年におきた董卓の乱で、碑の約三分の二が壊されたのははじめ、その後、碑の移動その他の災厄で、五代には完製の碑は一石もなくなった。いまみるのは北宋以来の著録と、主として一九二二年、新たに出土した百片近い残石、および近時にままた出土する残石である。したがって、(一)経数、(二)一碑の尺寸、(三)碑石の総数、(四)書丹者人名等についても、古来、衆説がある。紙幅の関係で(一)(四)を要約すれば次のごとくである。(一)周易・尚書・魯詩・儀礼・春秋・公羊伝・論語の七経。(二)推定で三〇〇×一二〇cm、三五行、行内の字数は七〇〇七八字。(三)六四碑。ただし表裏に刻入する。(四)現存残石の書風からみて、十種におよぶ書風の差がみられ、蔡邕のほか馬日磾・堂谿典・趙核・

劉弘・張文・蘇陵・傅楨・左立・孫表の名が残石にみえる（張国詮『歴代石經考』ほか参照）。なお翁『蘇齋題跋』巻上「漢石經尚書論語殘碑」および『復初齋文集』巻二〇「自跋熹平石經殘字」には、(一)・(三)・(四)について、少しく考証がみえる。

(253) 五經 經数は、(一)五經、(二)六經、(三)七經説にわかれる。(一)は『後漢書』巻八靈帝紀。巻六四盧植伝。儒林伝序。『魏書』巻九一江式伝。『水經』穀水注。(二)は『後漢書』巻九〇蔡邕伝（註251引用）。(三)は『隋書』經籍志。董道『広川書跋』巻五〇蔡邕石經。ここは靈帝紀の「熹平四年、詔諸儒。正五經文字」に拠っている。

(254) 立石於太学講堂 『水經注』穀水に「東漢靈帝光和六年（一八三）。刻石鏤碑、載五經、太学講堂前。悉在東側」に拠る。が、靈帝紀・蔡邕伝ほか「立於太学門外」とある。

(255) 据史 ここ靈帝紀と蔡邕伝をさす。蔡邕伝には「邕は經籍 聖を去ること久遠にして文字 謬多く、俗儒 穿鑿して後字を疑誤せるを以て、熹平四年乃ち五官中郎將堂谿典、光禄大夫楊賜、諫議大夫馬日磾、議郎張馴・韓説、太史令单颺等と、奏して六經の文字を正定せんことを求む。靈帝 之を許す。邕乃ち自ら碑に書丹し、工をして鑄刻せしめ、太学の門外に立つ。是に於て後儒・晚学、皆な正を取る焉。碑始めて立つに及び、其の觀視及び摹写する者、車乘 日に千余輛、街陌を填塞す」という。

(256) 水經注乃言光和六年石經 註(254)前引『水經注』穀水参照。

(257) 鴻氏隸釈 鴻氏は洪氏の錯写。下の十字は『隸釈』巻一四〇石經論語殘碑。跋に「蓋諸儒受詔在熹平、而碑成則光和年也」に拠る。

(258) 閻百詩 百詩は閻若璩の字。明・崇禎九一清・康熙四十六年（一六三六—一七〇七）。山西省太原の人。康熙一八年（一六七八）、博学鴻試科に受験したが中らず、そのまま北京にとどまった。ことに徐乾学の知遇を得て『清一統志』の編纂に加わり、晩年には胤禛（のちの雍正帝）に厚遇をうけた。著に清朝考証学の先駆をなす『古文尚書疏証』八巻その他がある。ただし以下の説は、なお検索しえない。

(259) 杜詩 杜甫「李潮八分小篆歌」をさす。註(76)前出。下句は「書貴瘦硬方通神」で対。

(260) 洪趙所録 洪适『隸釈』、趙明誠『金石録』をさす。なお『隸釈』採入の光和年代の漢隸は四碑、『金石録』は二一碑を数えている。

(261) 注杜者 杜甫「李潮小篆八分歌」の宋の潘淳の注をさす（『杜詩詳註』巻一八参照）。

(262) 鄭固碑。有用篆勢者。禮器碑亦有一二筆用篆勢者。然禮器碑。

又有一二筆開後人楷勢者。魯峻碑。則有偶一筆開後人行草者。嘗以。漢隸下匹唐楷。則鄭固碑歐陽率更也。禮器碑百石卒更碑。圜令趙君碑。褚河南也。孔宙碑。虞永興也。魯峻碑。顏平原也。

鄭固碑は、篆勢を用うるものあり。禮器碑もまた一二筆篆勢を用うるものあり。然れども禮器碑には、又一二筆後人の楷勢を開くものあり。魯峻碑は、則ち偶たま一筆後人の行・草を開くものあり。嘗て以らく、漢隸 下唐楷に匹ぶれば、則ち鄭固碑は歐陽率更なり。禮器碑・百石卒更碑・圜令趙君碑は褚河南なり。孔宙碑は虞永興なり。魯峻碑は顏平原なりと。

(262) 鄭固碑 註(二二八)前出。

(263) 禮器碑 註(二二四)前出。

(264) 魯峻碑 後漢の熹平二年（一七三）の刻。司隸校尉魯峻碑、司隸校尉忠惠父魯君碑ともいう。宋代以来の著名な碑で、もと山東省金郷県の金郷山下にあったが、宋代にとぎの任城（いまの濟寧）の県学に移置され、いまは濟寧市教育局内の小金石館に保存されている。碑石は二七七×一〇六、五cm。一行、行ごとに三二字。額は隸書二行で「漢故司隸校尉忠惠父魯君碑」と陰刻している。碑陰は二段で二一行を入れており、陰にも額題があり篆書一

行で「門生故吏名」と陰刻している。楊守敬『平碑記』卷一には碑陽の書風を評して「豊腴にして雄偉なり。唐の明皇、徐季海、亦た此れ従り出ず。而れども肥濃、太甚しく、此の氣韻無し」というように、豊富な姿態のうちに厳しい骨格が備わっている。碑陰の書は翁が『兩漢金石記』卷八に「碑陰と碑文の書者は、一人に出ずるに非ず」という。いかにも波濤をひかえた寛綽たる姿態は、明らかに碑陽とは別手である。なお『復初齋文集』卷二一「跋魯峻碑陰」に、乾隆壬子（一七九二）、翁はその石頂の側に題字したと記している。

(265) 歐陽率更 率更は唐の歐陽詢の官名である太史率更令のこと。略伝の註記は卷一四の該当項にゆずる。

(266) 百石卒史碑 註(225)前出。

(267) 閔令趙君碑 後漢の初平元年（一九〇）の立碑。『宝刻叢編』卷三八鄧州∨・南陽に録しているが、原石は佚して伝わらない。著録は『金石錄』卷一八、「隸釈」卷一一にみえるが、ともにすでに残欠した拓に拠っている。清の嚴可均『鉄橋金石跋』卷一には元・明時代の拓とする整拓本二種、剪装本二種を過眼したといひ、そのうちもつとも精拓とする彭尺木藏拓は、『隸釈』の「積芬芬長」を欠くが、また「穆其其蓋茂」の五字分が多いといひ、翁方綱の跋があることをいっている。何紹基『東洲草堂文鈔』一〇題跋∨「跋閔令趙君碑拓本」に、三本を過眼したことをいうが、その三本ともに翁の題字のあることに触れ、「而れども箸す所の兩京金石記・復初齋集、俱に此の碑に及ばず。豈に亦た宮詹の例の如き邪」といひ、ちなみに「宮詹の例」とは、同跋に、翁の題記のある一整本は「錢辛楮宮詹（錢大昕）の旧物なり。而れども『潜研堂金石文跋尾』は是の碑を録さず」といひのをさす。何紹基のいうとおり、翁のこの碑に触れるものを見ない。

(268) 褚河南 註(231)前出。

(269) 孔宙碑 後漢の延熹四年（一六四）の立碑。泰山都尉孔宙碑ともいひ。宋代以来、著名の碑で、山東省曲阜の孔子廟に現存する。一七〇×九三cm。一五行、行ごとに二八字。額は篆書二行で「有漢泰山都尉孔君之碑」と陰刻する。碑陰にも篆書一行で「門生故吏名」と額題を陰刻し、下に三段各二一行で門生故吏名を入れている。『兩漢金石記』卷六には「碑と碑陰の書の二手

に出ずる者、独り是の碑耳。然ども皆に漢隸の最も醇美なる者なり。云々」といひ。楊守敬『平碑記』卷一に評して「波擊並びに出で、八分の正宗たり。一字として飛動せざるは無く、仍お一字として規矩ならざるは無し。（中略）碑陰も亦た淳厚なり」と稱揚する。いかにも、その篆額の書法とともに、みごとに練り上げた様式で、呼吸長く、流麗典雅な書風である。がそれだけに熟しすぎの習氣を胚んでもいる。

(270) 虞永興 永興は封爵の永興県公の略で虞世南をさす。略伝の註記は卷一四の該項にゆずる。

(二七) 蔡中郎隸書石經熹平真本。唐時已僅有存者。用内府印記。祕藏之矣。其書他碑不具於本碑者。未足傳信。大約。中郎隸法華岳碑。婁壽劉雄二碑。可略得其意耳。夏承碑則別出芝英體矣。衛恆作四體書勢。此已有意以筆法示後人矣。書契以來。至宋始彙鑄法帖。世乃有宋拓之說。其有高言唐拓者。蓋未可爲信耳。不知。六朝以前。惟持紙墨眞迹存乎。豈漢世隸書諸碑。無人知有氈蠟墨揚者乎。是誠不可考矣。至若。寫爲編簡。則洪文惠隸釋。雖以釋其文。而却未嘗不略仿其結構。但傳之板本。日益失真耳。洪文惠有隸韻之編。其書不果成。所謂子弟不能代替一筆者。想爾日作隸韻。必就原碑。各摹寫其形勢也。惟其如此。所以其功難就。訖於未果成。蓋洪文惠手編隸韻。期於廣搜精摹。其功未竟。而忽見劉侏隸韻。以爲所取未廣。其跋之云劉氏子者。不甚滿之之詞。劉侏此刻。前有淳熙二年進表。未有御前應奉沈亨刊一行。董文敏跋之。爲宋高宗内府刻本。非也。此劉侏者。卽陳思陳起之流。是南宋書坊人。刻此以便於學隸者查檢耳。婁機漢隸字原。實用劉氏此刻爲藍本。而摹寫又加舛訛矣。劉刻是石本法帖。今揚州翻刻爲十卷之書。尙勝於汲古閣毛氏刻婁氏字原

遠甚。近日顧南原作隸辨<sup>(295)</sup>。却未嘗見劉氏此刻耳。

蔡中郎の隸書石經の熹平真本は、唐の時すでに僅かに存するものあらば、内府の印記を用ってし、これを秘藏す。その他碑に書して本碑に具わらざるものは、未だ伝信するに足らず。大約、中郎の隸は、華岳碑を法とす。婁壽・劉熊碑の二碑、略ぼその意を得べきのみ。夏承碑は則ち別に芝英体に出ず。衛恒『四体書勢』を作るや、これすでに筆法をもつて後人に示すに意あり。書契以来、宋に至りて始めて法帖を彙め鑄る。世に乃ち宋拓の説あるも、その唐拓と高言するものあるは、けだし未だ信となすべからざるのみ。知らず、六朝以前、惟だ紙墨に持してのみ真跡存せるのみなるやを。豈に漢の世の隸書の諸碑、人氈蠟・墨搨あるを知る者なからんや。これ誠に考うべからざるなり。至若、写して編簡となるものは、則ち洪文恵の『隸釈』なり。その文を釈するをもってすと雖ども、却って未だかつて略ぼその結体に仿わずんばあらず。但だこれを板本に伝え、日に益ます真を失うのみ。洪文恵に『隸韻』の編あり。その書は成るを果さず。いわゆる、子弟は一筆を代替する能わざるものなり。想うに爾の日『隸韻』を作るや、必ず原碑に就きて、各おのその形勢を摹写せるなり。惟だそれかくのごときのみ。所以にその功就りがたく、未だ成るを果さざるに訖る。蓋し洪文恵 手ずから『隸韻』を編するや、広搜し精摹するを期すならん。その功未だ竟らずして、忽ち劉球の『隸韻』を見て、もって取るところ未だ広からずとなす。そのこれに跋して「劉氏子」というものは、甚しくはこれに満たざるの詞な

り。劉球のこの刻は、前に淳熙二年の進表ありて、末に「御前応奉沈亨刊」の一行あり。董文敏はこれに跋し、宋・高宗の内府の刻本となす。非なり。この劉球なる者は、即ち陳思・陳起の流にして、これ南宋の書坊の人なり。これを刻してもって隸を学ぶ者の査檢に便にするのみ。婁機の『漢隸字原』、実は劉氏のこの刻を用って藍本となす。しかれども摹写 又<sup>さう</sup>に舛訛を加えたり。劉の刻は是れ石本の法帖なり。今揚州に翻刻し、十巻の書となす。尚お汲古閣毛氏の刻せる婁氏の『字原』より勝ること遠く甚し。近日顧南原の作れる『隸弁』は、却って未だ嘗つて劉氏のこの刻を見ざるのみ。

(272) 蔡中郎 中郎は官名の在中郎の略。蔡邕をさす。註(61)前出。

(273) 用内府印記秘藏之 『隋書』經籍志に「貞觀の初、秘書監臣・魏徵、始めて之を収聚せるも、十の一を存せず。その伝拓を相い承くるの本は、猶お秘府に在り。一字石經周易一卷、一字石經尚書六卷。一字石經魯詩六卷、一字石經儀禮九卷、一字石經春秋一卷、一字石經公羊傳九卷、一字石經論語一卷」とある。また『東觀餘論』巻上に「(前略)開元中、嘗つて拓本を御府に藏す。開元の二字の小印を以て之を印し、法書名画と同じく藏す。云々」とあるのに拠る。

(274) 華岳碑 西嶽華山廟碑の略称。後漢の延熹八年(一六五)の刻。碑は陝西省華陰県の西嶽廟中に建てられていたが、明の嘉靖三十四年(一五五五)、地震で毀れたといひ、また県令が廟を修復する砌石の用材に砕いたともいひ、いまは拓本四種が知られているにすぎない。宋代以来、著名なものだけに、重刻の碑が数種作られた。原石拓四種は、(一)長垣本(一名、商邱本。北宋拓)。(二)華陰本(一名、閔中本。明拓)。(三)四明本(明拓)。(四)順德本(一名、小玲瓏山館本)である。(四)は近年その所在が知られ、いま香港中文大學に藏されているが、(一)~(三)が完本なのに対し、九六字を欠く不全本で、不全の個所は趙

之謙の双鉤で補ってある。原碑は整本である(三)から推測し、約一七四×八五cm。本文は二二行、行三七字。額があり篆書二行で「西嶽華山廟碑」と陰刻する。書風は、波撇の変化、一字内における均衡感の精密さ、骨力をそなえた充実感がある。清の朱彝尊は長垣本の跋で、漢隸を方整・流麗・奇古の三種に系統づけしうえて、この碑を三種の長を兼ねると称揚している。が翁は『蘇齋題跋』卷上・蘇齋慕長垣商邱詒晋齋本に「徐季海(徐浩)は是の碑を以て蔡中郎の書と為す。中郎の隸体は尚お肥なり。故に当に史晨・劉熊・夏承の諸帖と共に之を論ずべし。竹垞(朱彝尊)の品する所は、尚お其の実に非ざる耳。云々」といつて、朱説に左祖しない。ちなみに右の翁説中の徐浩の説とは、その『古蹟記』(『法書要録』卷三)の「蔡邕の鴻都三体石經、八分の西岳・光和・殷華・馮敦等の數碑、并せて伯喈の章草は、並びに曠絶為り云々」に拠る。西嶽華山廟碑の書者に蔡邕を擬するのは、碑文の末行の「書佐新豐郭香察書。刻者潁川邯鄲公。云々」の解釈をめぐっても提出されているが、ともに根拠がない。この碑に関しては、『兩漢金石記』卷一〇、『復初齋文集』卷二〇、『蘇齋題跋』にも翁の意見がみえ、ことに『蘇齋題跋』は、(一)、(二)、(三)本についての諸跋を輯め、詳細を尽している。

(275) 婁壽碑 後漢の熹平三年(一七四)の刻。玄(元)儒先生婁壽碑ともいう。歐陽棊『集古録目』卷二によれば、光化軍乾德県(いまの湖北省襄陽)の婁壽墓から県内に移置されたというが、原石はその後に亡佚した。いま東京博物館に高島槐安居旧藏宋拓剪裝本(商務院書館・清雅堂影印本)がある。洪适『隸統』卷五には碑図が描かれており、額があり篆書一行で「玄儒婁先生碑」と陰刻し、「右、婁先生碑。篆額一行。文は暈下に在り。穿在り。文中二行の内、廃する所の者六字。凡て十三行、行二十五字。碑陰十五行、行四人」と記している。碑文は碑陰の官爵人名とも「隸釈」卷九にみえる。この碑については、翁の『兩漢金石記』卷一六が詳しい。また『復初齋文集』卷二〇にもみえている。それらによれば、明末の収蔵家である華夏が所蔵した剪裝本で、前の数頁四八字分欠失の不全本と、これを清の桂馥が双鉤刻したものがあり、また別に清の呉玉搢所蔵の整拓完本、および顧鶴吉が趙凡夫旧藏本に拠って双鉤刻したものがあがるが、真の宋拓本は華夏旧藏本だけであるという。ちなみに華夏本には、明の豊坊、清の朱彝尊・何焯・錢大昕・龔

自珍・何紹基その他の跋があるが、清末にはまた端方・劉惠之らを通伝した。先に触れた東京国立博物館現藏本こそ、のちにわが国に舶載され槐安居に帰したこの本である。

(276) 劉熊碑 劉熊碑の錯写。酸棗令劉熊碑ともいうが、歐陽脩は欠損の多い拓に拠ったためか、兪樞侯季子碑という(『集古録跋尾』卷二)。後漢の碑であるが、立碑の年月は不明。北宋の趙明誠『金石録』卷一九に拠れば、當時は河南省酸棗県(今の延津県)にあったが、碑はすでに泐損が多かったようである。『隸釈』卷五も欠泐があり、篆額八字と思われるものがあるという。碑陰に故吏人名一八〇名を録しているが欠損の個所が多い。この碑を唐の王建の詩「題酸棗令劉熊碑」に、蔡邕の書というのに対し、「予、謂えらく、此れ固より漢隸の上品ならんも、中郎の筆法に非るが似し。云々」といつている。

その後碑は残碎されたらしく、王昶『金石萃編』卷一五には『安陽県志』を引き、西門君祠の大門の左右に嵌置されているという二残石を載せ、一は六行、一は五行を録している(この拓未見)。顧燮光はさらに一九二五年、碑陰の六五×四三cm、八行、二三字の残石を所得して『漢劉熊碑考』二巻を著している。いまこの残石は河南省延津県文化館に現存する(『文物』64-5)。

図版九参照)。なおこの原石拓に四種がある。(一)劉鶚旧藏本(中国歴史博物館藏)。(二)范懋政旧藏本(故宮博物院旧藏本)。(三)王昶旧藏本(台湾・芸文印書館刊)。(四)沈樹鋪旧藏本(中華書局刊)。ただし(四)は、趙之謙が元拓と審定しているが、啓功氏は翻刻本だという(『啓功叢稿』・漢《劉熊碑》兼論蔡邕書碑說參照)。翁は『兩漢金石記』卷一六にこの「双鉤殘本」、卷二一に「双鉤本図式」を記し、『復初齋文集』卷二〇に「跋双鉤劉熊殘本二首」を載せている。「双鉤殘本」は巴慰祖本に拠ったもので、全文二一八字。うち『隸釈』で欠いている字より四字多く、四一〇字少ない。翁は「是の碑の隸法は、実に華山碑の上に在り。而れども存字は更に彼より少なし。此の双鉤本を得。什襲して之を珍とせざる可けん」と珍重している。「双鉤本図式」は、汪中所得の宋拓本を江德量が双鉤したものであり、巴本より二八字多く、『隸釈』に欠く一三字を補い、その誤り一字を糾すものという。ところが陸增祥「八瓊室金石祛偽」は、巴慰祖の双鉤がすでに謬妄の甚しいもので、これに基づく翁説は、人を惑わすものだとときめつけている。双鉤本はこのほかに葉志詠

本、楊守敬本がある。

(217) 夏承碑 註(210)前出。

(218) 芝英体 梁の庾肩吾『書品』に「芝英、駟車、飛白、掩素」とあるほか、宋の王愔『文字志目』、齊の蕭子良『古今篆隸文体』、梁の庾元威『論書』、唐の孫過庭『書譜』、韋統の『五十六種書』、宋の夢英『十八体書』その他にみえ、英芝ともいう。『十八体書』によれば、先秦時代の符信に用いたが秦に滅び、漢の武帝の時に靈芝に瑞があり再び現れたというが、もとより伝説にすぎない。庾元威がいう百体書をはじめこれらは、いずれも自然現象や動植物の形態や部分に象る絵画的要素の濃い書である。翁が夏承碑を芝英体の脈流とみるのは、別に根拠があつてのことではない。

(219) 衛恒作四体書勢 衛恒、魏・嘉平四—西晋元康元年(二五二—二九一年)。学者・書家。字は巨山、山西省安邑の人。太子庶子、黃門侍郎に官したが、父の衛瓘らとともに楚王・瑋のために殺された。祖父・魏以来の三代にわたり、古文字研究を家学とした。また書もよくし、父の瓘が張芝の筋を得、恒はその骨を得ていると称えられた。衛夫人(鑠)はその従妹にあたる。

『四体書勢』は、『晋書』の衛瓘伝中に採られており、古文・篆書・隸書(八分・行書を含む)・草書の四体につき、それぞれの字体を論じた書論である。各々序にあたる部分と賛の部分があり、序ではその体の生成の由、師承、また逸話を記し、賛には各書体の様式美を、自然現象や動植物に譬えて称揚している。『晋書』卷三六。『古來能書人名』。袁昂『古今書評』。庾肩吾『書品』。『書斷』。『宣和書譜』。谷口鉄雄訳註『四体書勢』(『中国古典文学大系』54・文学芸術論集)所収)。上田早苗訳註『四体書勢』(『中国書論大系』卷一所収)。拙稿「四体書勢ノート」(『跡見学園国語科紀要』11)ほか)

(220) 書契 ここでは文字をさす。ただし『易』繫辭下伝に「上古は結繩して治す。聖人、之に易うるに書契を以てす」とあり、また『説文』叙もこれを襲いで、庖犧氏の八卦、神農氏の結繩のち「黃帝の史・倉頡、鳥獸蹏蹏の迹を見、分理相い別異す可きを知る也、初めて書契を作る。百工以て又り、万品以て察す」といい、必ずしも文字と同義語ではない。近時出土の陝西省西安半坡および臨潼姜寨出土の仰韶土器片の刻画符号や、山東省莒県出土の大汶口期の土器上の刻符、青海省楽都県柳湾出土の馬廠文化期の刻符陶片、

上海馬橋出土の良渚文化期の刻符陶片、山東省歷城県城子崖出土の竜山文化期の刻符陶片、河南省偃師県出土の二里头文化期の刻符陶片、河北省藁城台西村また江西省清江県吳城出土の殷代中期の陶文なども、なお速断は許されないが、その記号的要素の多寡において、書契の範疇に入るべきものがあるうか。刻符の実態については、拙稿「刻符—安陽期以前の陶文について—」(『不手非止』1・2)を参照されたい。

(221) 至宋始集鐫法帖 ここでの法帖は、主として『淳化閣帖』をさす。註(19)前出。

(222) 唐拓 唐代に取られた拓本をさす。「十七帖」その他、唐拓と称するものはあつたが、実証主義者の翁はそれらを否定する。ただし、今世紀初頭のペリオの敦煌古書発見以来、もとより翁未見の「温泉銘」「化度寺碑」「金剛經」などのまぎれもない唐拓の存在が知られるようになった。

(223) 氈蠟墨搨 椎拓や捶拓というのに同じである。が狭義には、氈蠟は椎拓のとき紙を破らないようにするため、毛氈様のものをあてて拓し、拓成後さらに蠟を塗って虫食いを防ぐこと。墨搨は墨拓の意で、朱拓・藍拓に対する語である。

(224) 至若 至如とも同じく、下文に事例を挙げて説明する際に用いる発語詞で、軽く「すなわち」というほどの意(張相『詩詞曲語辭匯釋』卷二參照)。

(225) 洪文惠隸積 文惠は洪适の諡。註(219)前出。『隸積』二七卷は、漢魏の隸書の石刻およそ一八三種を録文した書。乾道三年(一一六八)序。淳熙三年(一一七六)に刊行された。卷一—一八は漢碑、一九に魏碑を収録し、それぞれ隸書の石刻文を楷書で写定し、仮借字は本字にかえ、碑文の内容について考証を施している。中にはその後、原石が亡佚してしまった史料も多い。また卷二〇—二六には、『水経注』『集古録跋尾』『集古録目』『金石録』より関連記事を摘録し、卷二七には、闕名『天下碑録』より漢魏の碑名と立地名を抄録して完璧を期している。洪适は序文で、歐陽脩・趙明誠が収録した石刻をえ兵乱のため、とみに亡佚するものが続出していることを憂え、「(前略)予、三十年訪求するも、尚お趙(明誠)録の四の一を闕く、而れども近歳新出する者も亦た三十余。趙蓋し未だ見ざるもの也。既に其の字を法として之が

為めに八韻Vし、復た其の字を弁じて之が為めに八積Vし、隸を学ぶ者をして、書を藉りて以て碑を読ま使むれば、則ち歴々として目に在り。而して書華を咀嚼するも亦た翰墨の一助なり。云々」と、編著の意図を述べている。ちなみにこの原刊本は亡佚し、伝抄本も誤りが多いため、乾隆四十二年(一七七七)汪氏松松書屋本が校刻され、またこの洪氏晦木齋本が重刻された。さらに黄丕烈が宋刊旧抄本によって校補した嘉慶二年(一七九七)序の『汪本隸積刊誤』が出ている。汪氏本およびこの刊誤は『石刻史料新編』巻九に収められ、手近でみられるようになった。

(286) 洪文恵隸韻 洪适の弟洪邁の『隸統』序および『漢隸字原』序によれば、洪适は(一)『隸積』、(二)『隸統』、(三)『隸續』、(四)『隸韻』、(五)『隸図』の五書を編纂したという。が、(三)・(四)・(五)はいまこれを見ない。(四)は洪适『盤洲文集』巻三四にその序文を収めているだけである。

(287) 劉侏隸韻 劉侏は劉球の錯写。以下みな同じ。洪适と同時の人であるが、伝未詳。『隸韻』一〇巻は、漢碑二六一種中より、隸書を採り、それぞれ韻によって分類した字書。毎字の下には、採入の碑名を掲げている。現在では実用面での利用度は少ないが、引用された半数以上の原碑は亡佚してしまっているため、史料的价值がある。ただし宋刻はなく、刊本に嘉慶一四年(一八〇九)秦恩復の宋刻翻印本があり、翁方綱『隸韻攷証』二巻(二二八)条にみえる)を附している。なお『復初齋文集』巻二に「重刻隸韻序」、巻一六に「跋隸韻」・「又跋隸韻」があつて、考証等にも触れているが、長文のため引用は省く。

(288) 其跋之云劉氏子 洪适『盤洲文集』巻六三八書劉氏子隸韻Vをさす。洪はその広搜を称えるが、その疎略さを貶している。翁は『復初齋文集』巻一六八又跋隸韻Vに「(前略)其の劉氏子云々と称する者は、蓋し甚しくは之を許さざるの辞の若し。今を以て此の刻を諦審するに、蓋し是れ南渡後の坊買輩の為す所ならん。云々」とみている。

(289) 淳熙二年進表 『隸韻』の巻首に進表がみえるが、「五月二十日」とあるのみで紀年はない。ここ淳熙二年とするのは『玉海』巻四五八芸文・小学下Vに拠ると思われる。

(290) 未 末の錯写。重刻本『隸韻』の巻末に一行で、「隸韻卷第十終 御前

応奉沈亨刊」とある。

(291) 董文敏跋之 文敏は董其昌の諱。略伝の註記は、巻一四の当該項にゆずる。『隸韻』の董跋は、行草体の一一行で入れているが「宋搨の精なる者は、墨色漆の如く、神采奕然たり。余、宋・高宗臨帖の御府刻する所を見る。都て此の如し。今の人は蟬翼の輕揚を以て宋と為す。殊に謬れり。此の隸積は八御前応奉沈亨刻Vの数字有り。定めて德寿殿本為ること疑い無し。云々」という。また秦恩復の後跋にもこれと同じ宋拓一〇巻本に触れ「(前略)明の餘清齋・吳廷の蔵する所と為る。華亭の董宗伯(董其昌)定めて德寿殿本と為す。援拋 未だ真確ならずと雖も、然れども紙墨 精好にして、南宋の初搨為ること疑い無し。云々」という。

(292) 陳思陳起 陳思は南宋理宗期の人であるが、生卒等不明。書肆を錢塘の陸親坊棚北大街に設けたが、自撰の『小字録』には、成忠郎・緝熙殿国史実録院秘書省搜訪と結銜しているという(『丁丙善本書室蔵書志』参照)。陳思の撰録になる『宝刻叢編』の陳振孫の序文には「(前略)都人の陳思は書を都市に償う。(中略)以って售るを求むる者は、往々其の肆に交わる。且つ售り且つ償うこと久し。而して閱る所は滋ます多し、之を望めば輒ち能く其の眞贋を別つ。云々」とあり、また陳思輯『書苑菁華』二〇巻の鶴山翁の序にも「(前略)臨安の粥書人陳思、云々」とあつて、翁方綱はこの語に拠つたものと思われる。

陳起は陳思の父ともいう。字は宗之。陳道人と号した。生卒不詳。南宋錢塘の人。書肆を陸親坊に開いた。宋版と伝える諸書で、臨安の陳道人家の開雕と称するものは、みな陳起の刻だという(葉德輝『書林清話』巻二参照)。ただし陳思・陳起とも行実になお不明な点が多い。陳俊成『宋代金石学著述考』に詳しい。

(293) 婁機漢隸字源 婁機、字は彦発。南宋・紹興三一年(一一三三)一一二一年。浙江省嘉興の人。乾道二年(一一六六)の進士で、官は太常博士秘書郎に至つたが、韓侂胄の行政に反対して職を去つた。韓の失脚後、召されて吏部侍郎となり、参知政事にすんだ。嘉定二年(一二〇九)致仕の官は資政殿學士であつた。書学に深く、その尺牘は宝重されたという。『宋史』巻四一〇本伝

『漢隸字源』六卷は、南宋の慶元三年（一一九五）の序がある。漢碑三〇九種より隸書を採り、それぞれ礼部韻によって分部した字書。毎字の下には、△碑目▽の数字を入れて出典を明らかにしているが、△碑目▽一卷には立碑年と簡単な考証をそえている。現在ではさほど利用の益はないが、過半は亡佚の碑であるため、史料的价值はある。汲古閣本および陔餘叢書重刻本がある。『復初齋文集』卷一六「跋宋槧漢隸字原二首」「跋張力臣校漢隸字原」があらって詳考をみるが、紙幅の制限で、引用は省略する。

(294) 今揚州翻刻為十卷之書 註(288)で触れた秦刊『隸韻』の翁方綱の序にも一斑がみえるが、『復初齋文集』卷二「重刻隸韻序」には、秦恩復に請われてこの序を書いたことをいい、また卷一六「又跋隸韻」にも「嘉慶庚午（一五年・一八一〇）夏六月、始めて揚州に新刻せる隸韻十卷を見るを得。前に劉球の進表有り、其の後幅に月日有るも、其の前幅の半ばを失なり。原は是れ石刻なるも、今揚州の改鑄は墨印十卷の書と為す。然れども実は皆な其の原拓本に依り、影摹して木に鐫る。毛氏汲古閣の刻せる漢隸字原の、重ねて一書手を見め、別に之を写さしむるが若きに非ず。云々」とある。

(295) 顧南原作隸弁 顧南原は顧鸞吉の号。字は晚先、生卒不詳。長洲（今の江蘇省蘇州）の人。康熙四十七年（一七〇八）、貢生をもって書画譜纂修に充てられ、儀徵教諭に任じた。書は繆篆・八分に精しく、山水画を工みにした。『隸弁』八巻中の五巻は、およそ三二〇種の漢の石刻から隸書を輯め、それぞれを二〇六部に分排した字書。毎字の下には採入れた碑名を挙げ、その字を含む語句を引き、ときに按語を加えて字釈を考証する。卷六八偏旁五百四十部▽は、『説文』の部首順に、隸書の部首を排次し、説文篆と対比して考証を加える。卷七・八△碑攷▽は年代順に漢碑について考証し、卷八の末に△隸八分攷▽・△筆法▽を附して、およそ隸書研究上の万全を期したものである。顧の自序によれば、三〇年にわたる蓄積で、冒頭に「隸弁の作は、竊に経を解せんが為めに作れる也。云々」といい、康熙五十七年（一七一八）の項綱の序には「（前略）古の小学、今乃ち絶学と為る。其の近き者に就きて之を導き、隸を弁じて篆を知ら使むるも亦た、挙ぐる所に在り矣。斯ち南原の志也。云々」というのは知音である。字釈中、ままた『説文』と対比し、部首を考証するなど、この期の字書中、もっとも高い識見を示している。

〔二八〕昔在南昌。有山陰申鐵蟾<sup>(295)</sup>兆定。以所藏古隸諸拓本。摹勒於郡庠之壁。予爲跋其後。於婁彥發漢隸字原<sup>(297)</sup>頗致疑焉。蓋此書宋槧本久不見。世所行惟海虞毛氏汲古閣<sup>(298)</sup>刻本。今其板尙存。而毛氏所梓之書。未有謬於此者。毛氏蓋付一楷書手寫之<sup>(299)</sup>。是以全與隸不合也。然予曩時亦第知毛刻之謬耳。今見南宋時淳熙二年劉侏<sup>(300)</sup>所作隸韻。乃知。婁氏此書。竟是襲劉侏之書爲之。有劉侏所摹微誤。而加之更誤者。有劉本不誤。而婁本轉誤者。劉侏之書。特南宋時坊賈所爲。尙非洪氏隸韻<sup>(301)</sup>隸續之儕匹也。洪文惠<sup>(302)</sup>集中。有跋劉侏隸韻之文。稱曰劉氏子。蓋已不甚推許之。而婁彥發於隸學最爲著稱。其書前有洪景廬<sup>(303)</sup>序。援文惠隸韻。歎其不得並時。然洪文惠隸韻之書。若使成帙。必勝此遠矣。劉侏之書。每字下注出某碑。即偶有訛處。亦使觀者得以檢正。而婁氏每字下。僅注云一二等字數。其卷前別立碑目。觀者必不能逐條核其來處。其訛舛百出。竟使後人以爲漢隸果如此。則其害於隸學非細。顧南原作隸辨。亦嘗糾正一二。而未見劉侏之書。不知其舛誤之所由也。揚州秦翰林恩復<sup>(306)</sup>。新有摹刻劉侏隸韻。愚爲撰考證二卷<sup>(304)</sup>。以審定之。今亦梓於卷後。此書既出。則毛氏所刻漢隸字原。即從此發而不觀可也。

昔 南昌に在りしとき、山陰の申鉄蟾兆定なるものあり。蔵するところの古隸の諸拓本をもって、郡庠の壁に摹勒す。予は爲にその後に跋せり。婁彥発の『漢隸字源』においては、頗る疑いを致す。蓋しこの書の宋本は久しく見ず。世に行うところは惟だ海虞の毛氏汲古閣刻本のみ。



今その板尚お存す。而れども毛氏梓するところの書の、未だこれより謬れるものあらず。毛氏は蓋し一楷書手に付してこれを写せしならん。ここをもって全て隸と合わざるなり。然れども予は曩に時に亦た第た毛氏の謬りを知るのみ。今南宋時の淳熙二年劉球作るところの『隸韻』を見て、乃ち知る、婁氏のこの書は、竟にこれ劉球の書を襲いでこれを為れるを。劉球の摹するところは微かに誤れども、これに加えてさらに誤るものあり。劉本に誤らずして、婁本に転た誤るものあり。劉球の書、特だ南宋時の坊賈の為るところなるのみなれば、尚お洪氏の『隸韻』・『隸統』の齊匹にあらざるなり。洪文恵の集中、劉球の『隸韻』に跋するの文あり。称して曰く、劉氏子と。蓋しすでに甚しくはこれを推許せず。しこうして婁彦発は隸字において最も著称せらる。その書の前洪景廬の序ありて、文恵の『隸韻』を援き、その「時に並ぶを得ざりしを歎ず」。然れども洪文恵の『隸韻』の書、若し帙を成さしめば、必ずこれに勝ること遠し。劉球の書は、毎字の下に某碑を注出す。即ち偶たま訛処あるも、亦た観る者をして得てもって檢正せしむ。しかれども婁氏は毎字の下僅かに注して一二等の字数をいうのみ。その巻前には碑目を立つも、観る者は必ず条を逐つてその来処を核ぶること能わずして、その訛舛百出す。竟に後人をして漢隸果してかくのごとしとなさしむれば、則ちその隸字に害せること細なきにあらず。顧南原は『隸弁』を作り、亦たかつて一二を糾正すれども、未だ劉球の書を見ざれば、その舛誤の由るところを知らざるなり。揚州の秦翰林恩復、新たに劉球の『隸韻』を摹刻するあり。愚 為に考証二巻を撰し、もってこれを審

定し、今亦た巻後に梓す。この書すでに出ずれば、則ち毛氏刻するところの『漢隸字原』は、即ちこれ廢して観ざるも可なり。

(296) 申鉄瞻兆定 鉄瞻は申兆定の号。字は凶南。生卒不詳。山西省陽曲の人。乾隆二五年(一七六〇)の舉人で、定辺知県に官した。書は八分を得意とした。金石マニアで、到る処これを搜訪し、また漢碑数十種を手摹して翻刻を期したが果さなかった。著に『涵真閣漢碑文字跋尾』があるというが未見。『金石学録』巻四。『湖海詩伝小伝』巻二二。

(297) 婁彦発漢隸字原 彦発は婁機の字。その『漢隸字原』とも註(293)前出。

(298) 毛氏汲古閣 毛氏は明末の毛晋をさす。生卒不詳、初名は鳳苞、字は子晋。篤素居士と号した。江蘇省常熟の人。希觀善本書に富み、これを覆刻して公刊した。その『十三經』『十七史』『津逮秘書』一五集はことに有名で、自編のものには、『毛詩陸疏広要』『蘇米志林』『海虞古今文苑』『毛詩名物考』『明詩紀事』がある。『錢謙益『牧齋有学集』巻三一、『明人小伝』巻五、『明詩綜』巻八〇、『明詩紀事』辛集巻二八、錢大成『毛子晋年譜稿』(『国立中央図書館刊』一一四)』汲古閣は毛晋の蔵書閣の名で、図書八万四千冊を蔵したという。經史子集にわたり、善本を幅広く覆刻し、汲古閣本の名で今日も宝重され、この刊刻本はまた毛本とも呼ばれる。『書林清話』八明毛晋汲古閣刻書之一に、「明季の蔵書家は、常熟の毛晋汲古閣を以て最著と為す。云々」とある。

なお、以下に毛本の『漢隸字原』を退けるのは、『復初齋文集』巻一六「跋宋軀漢隸字原二首」の前跋中にも「(前略)已に是の本、或いは宋末或いは元初に印する所、今已に罕に存する者有り。海虞の毛氏汲古閣重刻本は、即ち此れ従り摹刻す。然れども見る所已に初印本に非ず、云々」というのも一因としている。

(299) 毛氏蓋付一楷書手写之 これと同義の文が『復初齋文集』巻一六「又跋隸韻」にみえる。註(294)前引参照。

(300) 劉休所作隸韻 休は球の錯写。『隸韻』とともに註(287)前出。

(301) 隸續 洪适の編。註(285)前出『隸釈』と同様の体裁に依っている。『隸

『積』以後に搜輯した拓本により、もとは漢碑二五八種、魏晉碑一七種、その他二四種、全二一巻としたものである。が、完本は伝わらない。いま乾隆四二年(一七七七)汪氏樓松書屋が、卷九・一〇を欠き、卷一五・一六・二〇・二一の残欠する不全本を一書として『隸積』とともに刊刻されている。それには南宋の乾道三年(一一六七)の序のほか、卷二〇の末に同じ洪邁の淳熙七年(一一八〇)跋がある。いまその全文は次のごとくである。「隸積 続有り。前後二十一巻。乾道戊子(四年)始めて十巻を越に刻す。淳熙丁酉(四年)、姑蘇の范至能 四巻を蜀に増刻す。後二年 霄川の李秀叔 又五巻を越に増す。明年、錫山の尤延之 二巻を江東倉台に刻し、而して其の板を輦し、之を越に合す。延之と我とは志を同じくするの故に、鄭重 此の如し、凡そ漢隸書に見ゆる者、碑碣二百五十八、甄文物款識二十二、魏晉碑十七、款識二なり。數書を合せ一と為さんと欲するも、未だ能くせざる也。今 老いたり矣。平生の癖、將に筆を斯に絶たんとす焉。庚子(淳熙七年・一一八)十一月、洪景伯書す。『隸統』の排次が年代順でない理由も、これによれば隨時隨刻のためかと思われる。

(302) 洪文惠集 『盤洲集』八〇巻をさし、ここは註(288)前出の卷六三「書劉氏子隸韻」をさす。

(303) 洪景廬序 景廬は洪邁の字。号は容斎。野処翁、諡は文敏。北宋・宣和五—南宋・嘉泰二年(一一三—一二〇二)。江西省都陽の人。适・遵の弟。南宋の紹興一五年(一一四五)、博学鴻試科に及第し、紹興三年に左司員外郎となり、翌年、金が和議を求め、また金帝の即位を賀すため金国に使用し、宋との君臣關係解除の折衝をはかったが、実現できず辞職した。孝宗の即位後はその厚遇をうけて累進し、知婺州、翰林学士、敷文閣待制ほかを歴任し、紹熙元年(一一九〇)には知紹興府となり、のち端明殿学士をもって致仕した。博く群籍を極め、『史記法語』『夷志堅』『容斎隨筆』その他の著がある。またその『泉志』一五巻は錢幣研究書の祖本である。書は隸書を能くしたという。『宋史』卷三七三、『宋史新編』卷一三五、『宋詩紀事』卷四五、『皇宋書録』卷下。]

洪邁『漢隸字原』序には「(前略)憶うに吾が兄 文惠公は、壮自ら老に至るまで、耽癖 懈ら弗(す)。嘗て區別して五種の書を為る。曰く積、曰く續、

曰く韻、曰く凶、曰く統。四者は備わる矣。唯だ韻書のみは成らずして以て蠹と為る。目力を摹写に竭くすこと至って難し。臚して且々にして之を求め、字々にして之に倣い、衆史 堵廬し、孫甥 魚貫すと雖ども、一筆を替るるに堪えざる也。功の就らざるとき、使(も)し是の書を觀るを獲れば、且に悉く其の隸書の次第に循いて之を志せども、底る所は諷わずして同じく、正に応に懽然として起立し、時に並ぶを得ざるの歎きを興すべし。云々」という。

なお下の「歎其不得並時」は、右の末句を踏まえている。

(304) 劉球之書 以下「每字下……訛舛百出」の五七字とはほぼ同意の文が、秦恩復重刊『隸韻』の翁序にもみえている。

(305) 秦恩復 清・乾隆二五—道光二三年(一七六〇—一八四三)。字は近光、敦父と号した。江蘇省江都の人。乾隆五二年(一七八七)の進士で、翰林院編修に官した。書画法帖、骨董の收藏に富み、精鑑であった。また、書室を石研齋、五笏仙館といい、万巻の書を蓄え、『列子』『法言』『隸韻』『隸韻』その他の諸書を校刊した。また填詞に工みで『草帚詞』がある。『清史列伝』卷七二、『碑伝集補』卷八、『国朝先正事略』卷三五、『国朝漢学師承記』卷七。]

(306) 愚為撰考証二卷 秦恩復重刊『隸韻』の末に、『隸韻考証』上・下巻があるが、さらに『碑目考証』一巻も附している。

〔二九〕唐隸皆趨豐腴。故杜詩推蔡中郎分隸。蔡是肥隸也。亦因其時明皇分隸。以豐腴勝也。太山銘是已。就唐人隸體言之。張廷珪書孔廟碑。自當在蔡有隣梁昇卿諸家之上。歐褚自以正楷名家。何必推其隸哉。歐陽隸書房彥謙碑。豈若化度九成之工妙耶。即褚書三龕記。用隸法爲之。亦不逮孟法師碑遠甚。吾最不服論者之陳義甚高爾。

唐隸はみな豊腴に趨く。故に杜詩には蔡中郎の分隸を推す。蔡は是れ肥隸なり。亦たその時の明皇の分隸、豊腴をもって勝るに因ればなり。

太山銘 是れのみ。唐人の隸体に就きてこれを言わば、張廷珪の書せる孔廟碑は、自ら當に蔡有鄰・梁昇卿諸家の上に在るべし。歐・褚は自ら正楷をもって家に名あり。何ぞ必ずしもその隸を推さんや。歐陽の隸書房彦謙碑、豈に化度・九成の工妙の若きならんや。即ち褚書の三龕記は、隸法を用いてこれを為る。亦た孟法師碑に逮ばざることを遠く甚し。吾、最も論者の陳義の甚だ高きに服せざるのみ。

(306) 唐隸 ここでは註(222)の漢隸に対する語で、唐代の八分をさす。趙宦光『寒山帚談』卷上八権輿に「隸書中(中略)一に曰く唐隸。漢に視べて古に似るも、而も体は稍や雅ならず。然れども法度は実に備わる。取裁可也」というのなどがこれ。前出「七」にも「杜陵 八書は瘦硬を貴ぶ」と評するは、特だ専ら開元・天寶時の習気肥に趨くに対し、而して之を言う耳」といつている。

(307) 杜詩推蔡中郎分隸 杜詩は註(76)前出の「李潮小篆八分歌」をさす。蔡中郎は註(210)前出の蔡邕。分隸も註(177)前出。

(308) 蔡是肥隸 蔡邕の書は、梁の袁昂『古今書評』に「骨氣洞達、爽々として神有り」というイメージから、むしろ杜詩にいわゆる「書は瘦勁を貴ぶ」の態である。翁が蔡書を肥厚体とみるのは、夏承碑を蔡邕の書と仮定してのことか。夏承碑に対しては、『復初齋文集』卷二八跋宋拓夏承碑に「(前略)又た嘗て克字に点有るを以て、華山碑と是の碑と合せることを証す。則ち是の碑を以て目して中郎の書と為す者は、未だ必しも皆な無稽の談ならざる也。云々」とある。

(309) 明皇 唐第六代の皇帝である玄宗・李隆基(六八五―七六二。在位七二―一五六)の諡の至道大聖大明皇帝の略称。書は八分・草書を善くしたが、ことに八分に秀れた。肥厚体の艶麗な書風である。宋の陳思『宝刻叢編』にはその書の三三種中、八分書一五種をあげている。もはや現在、その多くは見られないが、『金石萃編』・『同・補正』には、「石台孝経」など七種の八分

書を録している。玄宗がなにゆえ肥隸を好んだかわからないが、王世貞『弇州山人四部稿』卷一三五「桐柏觀碑」に「(前略)明皇、太真を酷嬖して似せざるところなく、隸分の体も豊容豊肌の時の状に作るを免がれず。云々」という。穿ちすぎの感もあるが、開元以後、徐浩・韓攄木・梁昇卿・史惟則・盧藏用・田義暉・徐嶠之・張廷珪らの能書家が輩出し、盛唐を象徴するかのとき豊麗な唐隸時代を現出したことは、玄宗の唱導に負うところが多いとみられる。

(310) 太山銘 紀太(泰)山銘 開元太山銘、唐太山銘ともいう。玄宗の撰書。唐の開元一四年(七二六)、山東省泰安県の泰山の岱頂大觀峰に刻した摩崖で、いまもその地にある。一三三〇×五三〇cm。額は隸書一行で「紀太山銘」と陰刻する。本文は二四行、行ごとに五一字。ただ、「御製御書」および末行の「大唐開元十四年歲在景寅九月乙亥朔十二日景戌建」は楷書で入れている。王世貞『弇州山人四部稿』卷一三五「唐玄宗御書太山銘後」の第二跋には「字径は六寸許なる可し。漢法を小変すと雖も、而も婉孌雄逸、飛動の勢有り」と評するほか、王澐『虛舟題跋』卷八「唐明皇紀太山銘」に「唐人の隸書は、多く方整を尚び、漢法と異なる。惟だ徐季海の嵩陽觀碑、明皇の紀泰山銘のみは、漢人の遺意を得と為す。孝経注は肉重く骨柔かにして及ば弗る也。(中略)字の大きき掌の如し。摩崖勒石、漢唐以来の碑碣の雄壯なる、未だ及ぶ者有らざるなり。云々」という。ところが、『弇州山人四部稿』卷一三五「唐玄宗御書太山銘後」第一跋には、「(前略)相い伝えて燕許其の辞を修し、韓史其の筆を潤すとす。故を以て文は頗る雅馴にして猥弱ならず。云々」といつて、韓攄木が玄宗の筆蹟を潤色した、という伝承を是認している。この説、理において近いと思われる。翁は『蘇齋題跋』卷上「蘇齋選碑説」で「此れ唐人の大書の最も佳なる者なり、中宗の熒陽手勅も、遠く此れに遜れり矣」という。

(311) 張廷珪書孔廟碑 張廷珪、諡は貞穆。生卒不詳。河南省濟源の人。若くして文字によって名を知られた。弱冠で制舉に応じ、長安年間(七〇一―一五)に監察御史に累遷し、開元年間(七二一―四二)范陽県男に封ぜられ、太子詹事に遷って致仕し、七〇歳余で歿した。書は楷書・八分を善くした。『旧唐書』本伝に「廷珪、素より李邕と親しく善し。邕の撰する所の碑碣の文は、

必ず廷珪の八分を請うて之を書せしむ」というように、ことに八分に秀れて  
當時に推重された。陳思『書小史』には「庭珪の家法書多し。亦た正隸楷  
書」を善くし、頗る(王)猷之の法有り」と評している。『宝刻類編』卷二に  
はその書九種を録しているが、うち七種は八分碑である。〔『旧唐書』卷一〇  
一、『新唐書』卷二一八、「張廷珪墓誌」(『文物』80—3)〕

張廷珪書孔廟碑は、唐修孔子廟墓碑、重修孔子廟碑、唐修孔子廟碑などと  
呼ばれるものである。開元七年(七一九)山東省曲阜の孔廟内に建てられたが、  
いまの所在は不明である。『金石萃編』卷七十二によれば「碑は連額にて高さ  
一丈五尺九寸、広き五尺八寸。二二行、行六十字。隸書。額題は魯孔夫子  
廟碑の六字。篆書。曲阜の孔廟に在り」とある。撰文は李邕。なお碑の両  
側・陰ともに唐・宋・金・元人の楷書の題記がある。張の遺作はこの一碑の  
みである。

(312) 蔡有鄰 生卒不詳、開元・天宝の間に活躍した。河南省洛陽の人。蔡邕  
の一八代の子孫という。官は右率府兵曹參軍に至ったといひ、翰林院学士・  
左衛兵曹參軍・集賢院待制を歴官したともいふ。韓攄木・李潮・史惟則とと  
もに唐代八分における四大家の一人に数えられる。『述書賦』卷下の注に「有  
隣は洛陽の人なり。八分を善くす。本と拙弱なるも、天宝の間に至り、遂に  
精妙に至る」といふ。『宝刻類編』卷二にその書一九種を録し、八分は一二  
碑を挙げてはいるが、當時に存するものは龐履温碑、尉遲公廟碑、任城縣橋亭  
記のみであった。書風については、董道『広川書跋』卷七「盧舍那碑」に  
「(前略)書法勁險、筆墨を駆使して、尽く如意を得。当に鴻都石經と相  
継ぐべき也」といふ。

(313) 梁昇卿 生卒・籍貫とも不詳。官は殿中待御史、中書舍人内供奉、河南  
尹を歴任した。また奉天尉・広州都督となったともいふ。とくに八分に秀れ  
た。『旧唐書』韋杭伝に「梁昇卿は奉天尉たり。学に涉り書を工みにし、八  
分に於て尤も工なり。広州都督を歴。東封朝覲碑を書し、時の絶筆と為る」  
という。『宝刻類編』卷三三に録す一七碑中、一六碑までが八分書である。  
が當時に存したのは御史台精舍碑、鄭曾碑、伯夷叔齊廟碑の三碑のみであつ  
た。うち御史台精舍碑(七二三年)は、いま西安碑林の第二室に列置されてい  
る。書風について『書史会要』卷五に「体甚だ古」といふが、御史台精舍

碑で見るところ、開元・天宝期の肥厚体主流中であつて、礼器碑風のやや勁  
抜な風があり、二、三篆体を雜え書きしているところをさすのであろうか。

(313) 歐褚 歐陽詢・褚遂良。註は卷一五の該項にゆずる。

(313) 正楷 註(180)前出。

(315) 房彦謙碑 唐の貞觀五年(六三一)の刻。李百薬の撰。原石はいまも山東  
省歷城県の西 采石村の房彦謙墓に在る。『金石萃編』卷四三によれば、「碑  
は高さ一丈一尺一寸四分、広き五尺三寸。三十六行、行七十八字。隸書。額  
は八唐故徐州都督房公碑の九字を題し、篆書。今章邱県の趙山に在り」  
という。また碑陰一五行、碑側三行とも隸書である。宋代以来の金石書に著  
録され、その宗聖觀記碑(六二六)とともに隸書であることよつて珍重され  
ている。『復初齋文集』卷二二に、昔、梁瑤峰が拓本を見られず残念がって  
いた。といったのち「今、予は章邱に於て是の碑を訪得す。乃ち知る、顧亭  
林 諸人は未だ其の陰側を見ずして、惟だ趙明誠の率更と云うに据るのみな  
るを。今其の側を見るに、曰く八太子右庶子安平男李百薬撰・太子率更令  
渤海男歐陽詢書。貞觀五年三月二日樹」と。其の陰の分書は尤偉なり。瑤峰  
をして之を見るを得使めざるを惜しむ。蓋し趙湖州已に是の碑伝うること  
罕なりと云う。況んや其の陰と側をや。此に書して以て墨縁を志す」といふ。  
書風について楊守敬は、その『平碑記』卷三に「(前略)渤海の正書も亦た多  
く分意を帶ぶ。此の分書も亦た其の正書と相い去ること遠からず。即ち分の  
法を以て論ずれば、漢人に及ばずと雖も、而も緊健峭厲なる、猶お魏晋の  
風格を存す。唐隸中に在りては、固より応に兩つ無かるべし」と称めている。  
右は衆評を代表する觀があるが、この様式は楷書を結構の基とし、点画の間  
に八分書法を加えているに過ぎず、翁が化度寺・九成宮碑の工妙さには及び  
もつかないというのも当然である。

(317) 化度九成 化度寺邕禪師舍利塔銘と九成宮醴泉銘をさす。註は卷一五の  
當該項にゆずる。

(318) 褚書三龕記 褚遂良の伊闕仏龕碑をさす。唐の貞觀一五年(六四一)の刻。  
岑文本の撰。河南省洛陽のいわゆる竜門石窟中、賓陽三洞の中洞と南洞の間  
の洞口岩壁に現存する。いわゆる摩崖碑。本文二五〇×一五七cm。三二行、  
行ごとに五一字を楷書で入れている。額があり篆書三行で、「伊闕仏龕之碑」

と陰刻する。三龕記の別称は、太宗の第四子魏王・泰が、文德皇后追善のため、新たに石窟三龕を開鑿した由来を記しているためである。この書については欧陽脩『集古録跋尾』巻五に、「字画尤も奇偉」と評して以来、衆評をみるが、翁がまた『蘇齋題跋』巻上「蘇齋選碑説」に、「此れ唐楷中の隸法也」というように、八分の書法を加味しているとみる説には、清の梁獻『評書帖』の「平正にして剛健、歐陽に本づき、多く八分を参う」や、郭尚先『芳堅館題跋』に「蘇子瞻の所謂、分隸間ま雜うるもの也」がある。しかし、楊守敬『平碑記』巻三に「(前略)欧公の文に謂う。此の書奇偉と。余は則ち云う、方整寛博と。偉は則ち之有り。奇を用うるに非ざる也。蓋し猶お陳・隋の旧格に沿うがごとし。登善は晩年にして始めて力めて変化を求むる耳。又知る、嬋娟婀娜は先ず此の境界を要するを」という。ここらあたりが、適評であろう。

【一九八六年十一月七日受理】